

第 8 回 上 島 合 併 協 議 会

会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 1 1 月 4 日（火）午後 1 時 0 0 分から
場 所：魚島村開発センター 5 階大ホール

第8回上島合併協議会会次第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 協議会会議録署名人の選任について

(2) 報告事項

- ・事務局報告
- ・幹事会報告
- ・新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告
- ・新町将来構想策定小委員会報告

(3) 協議事項

- ・協議項目第 3号 新町の名称について
- ・協議項目第11号 新町建設計画について
- ・協議項目第19号 町字名の取扱いについて
- ・協議項目第 7号 一般職の身分の取扱いについて
- ・協議項目第12号 特別職の身分の取扱いについて
- ・協議項目第15号 一部事務組合の取扱いについて
- ・協議項目第21 - 号 各種事務事業（消防団）の取扱いについて
- ・協議項目第21 - 号 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて
- ・協議項目第21 - 号 各種事務事業（保健関係事業）の取扱いについて

(4) その他

3. 閉 会

目 次

報告事項

- ・ 事務局報告 1 頁 - 2 頁
- ・ 幹事会報告 2 頁 - 3 頁

協議事項

- ・ 協議項目第 3 号 新町の名称について 8 頁 - 9 頁
 - 新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告 10 頁 - 11 頁
- ・ 協議項目第 11 号 新町建設計画について 11 頁 - 12 頁
 - 新町将来構想策定小委員会報告 12 頁 - 13 頁
- ・ 協議項目第 19 号 町字名の取扱いについて 13 頁 - 14 頁
- ・ 協議項目第 7 号 一般職の身分の取扱いについて 16 頁 - 17 頁
- ・ 協議項目第 12 号 特別職の身分の取扱いについて 23 頁 - 24 頁
- ・ 協議項目第 15 号 一部事務組合の取扱いについて 34 頁 - 35 頁
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（消防団）の
取扱いについて 48 頁 - 49 頁
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（窓口業務）の
取扱いについて 53 頁 - 54 頁
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（保健関係事業）の
取扱いについて 56 頁 - 57 頁

上島合併協議会事務局報告

(1) 事務事業一元化業務について

事務局において、次の分科会・専門部会分の協議会提案事項を調整し、幹事会へ提案した。

・総務分科会、住民分科会、保健分科会、建設管理分科会、教育部会

(2) 例規策定業務について

各分科会・専門部会において例規原案を作成し、第1原案を調整中

(3) 各種打ち合わせ会について

消防体制打ち合わせ会

第4回 平成15年10月 1日(水)

(各町村団長、消防主任)

特別養護老人ホーム「海光園」運営打ち合わせ会

第3回 平成15年10月14日(火)

(各町村高齢者福祉担当者、海光園園長)

第4回 平成15年10月29日(水)

(各町村高齢者福祉担当課長、越智郡老人ホーム組合事務局長)

電算システムの統合に関する打ち合わせ会

各分科会の各担当職員による協議・検討

(4) フォーラムの開催について

『上島の未来を考えるフォーラム』

日時 平成15年11月15日(土) 14:00~16:00

場所 弓削小学校体育館

主催 上島合併協議会

プログラム

第1部 講演「美しい郷土えひめとすばらしい出会い」(仮題)

南海放送パーソナリティ 小林真三 氏

アトラクション 太鼓演奏(島本陣岩城太鼓)

第2部 講演「離島地域におけるまちづくりの現状報告」(仮題)

国土交通省都市・地域整備局離島振興課 専門官(予定)

第3部 各町村小中学生による意見発表

第9回上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成15年9月2日(火) 9:10~15:40

2. 場 所 弓削町総合庁舎 3階大会議室

3. 出席者 幹事 7名 事務局 3名 計10名
* 今治地方局総務調整課 1名

4. 議 事 (1) 新町建設計画(案)の作成について

事務局より、『建設計画策定方針案』、『具体的構成案』、『建設計画のたたき台』、『新町の根幹となる主要事業の登載方針案』、『財政計画の概要』について説明し、小委員会で検討するのが難しい事業面、財政面については、今後幹事会で調整することとした。

愛媛県事業について

各町村で要望箇所の洗い出しを行い、次回幹事会で協議することとした。

新町新規事業について

知事陳情の内容を含み、新しいまちづくり事業をコンサルが作成する資料を基に検討することとなった。

町村事業について

各町村国庫補助事業、県費補助事業、町村単独事業について洗い出しをする。ただし、100万円以下の事業については、臨時的経費等を含んでいるため、ひとまとめにすることとした。

(2) 事務事業一元化調書について

事務局で作成の『事務事業一元化調書総括表』を基に協議した。

* 総務分科会、企画分科会協議済

(3) 消防体制について

新町発足時の消防本部、消防署は、島部消防上島出張所庁舎の増改築により対応することとし、基本設計を業者委託する。

第10回上島合併協議会幹事会報告

1. 日時 平成15年10月2日(木) 9:10~17:00

2. 場所 弓削町総合庁舎 3階第1会議室

3. 出席者 幹事 8名 事務局 5名 計13名
* 今治地方局総務調整課 1名
* パシフィックコンサルタンツ(株) 2名

4. 議 事 (1) 上島合併シンポジウム(仮称)について

実施概要について説明し、詳細については今後幹事会で協議することとした。

(2) 新町建設計画について

パシフィックコンサルタンツ(株)担当者より、新町建設計画(案)概要について説明し、計画に登載する普通建設事業等の見直しをした。

(3) 町村防災行政無線について

町村防災行政無線は、合併までに統合することが義務付けられているため、実施設計を早急に検討することとした。

また、設計委託契約は15年度に協議会ですることとし、工事契約については、16年度に代表町村が契約し、3ヶ町村は負担金で予算計上することとした。

(4) 事務事業一元化について

前回に引き続き、事務局で作成の『事務事業一元化調書総括表』を基に協議した。

* 会計分科会、税務分科会、介護保険分科会、保険分科会協議済

第 1 1 回上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成 1 5 年 1 0 月 8 日 (水) 9 : 1 0 ~ 1 5 : 0 0
2. 場 所 弓削町総合庁舎 3 階第 1 会議室
3. 出席者 幹事 8 名 事務局 5 名 島部消防上島出張所 2 名 計 1 5 名

4. 議 事 (1) 消防体制について

消防庁舎について

新町発足時の消防庁舎については、島部消防上島出張所庁舎の増改築により対応する方法を、専門家の意見を聞きながら検討したが、無理があるので、次のとおり対応することとした。

消防本部

弓削町旧港務所を第 1 候補として、早急に検討する。また、指令車、予備の救急車の駐車スペースについても確保する。

消防署

島部消防上島出張所庁舎利用については、色々と問題があるが、現状では当施設しか考えられず、上島出張所を庁舎とする。

新消防庁舎については、平成 1 7 年度に新築する方向で幹事会で協議するため、配置図、平面図等施設の概要を作成し、建築場所の候補地を選定する。

救急艇の代船について

行政連絡船の計画を検討中であり、それに対応できるような運用方法を検討することとした。

消防職員の確保について

発足時に不足すると思われる 8 名の消防職員については、新町の組織・機構と平行して検討することとした。

(2) 知事陳情について

10 月 1 4 日の知事陳情についての進め方等について検討した。

(3) 上島合併シンポジウム (仮称) について

実施概要について説明をし、動員計画等について協議した。また、詳細等については、今後幹事会で協議していくこととした。

(4) 新町建設計画について

新町建設計画に登載する普通建設事業等について検討した。

第12回上島合併協議会幹事会報告

1. 日時 平成15年10月17日(金) 9:10~17:10

2. 場所 弓削町総合庁舎 3階第1会議室

3. 出席者 幹事 7名 事務局 5名 島部消防上島出張所 2名 計14名
*今治地方局総務調整課 1名 *パシフィックコンサルタンツ(株) 2名

4. 議事 (1) 社会福祉協議会要望事項について

『新町社会福祉協議会が発足する時点で、新町のネットワークシステムを利用させてほしい』との要望に対して、セキュリティ等で問題がないので、了承することとした。

(2) 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について

上記指定について、県より追加要望があるかどうかの照会があり、協議の結果要望することとした。(県下で上島だけ指定から外れるため)

(3) 消防体制について

消防署(消防班)で作成した消防庁舎(新築、本部改築)の計画図を基に、次のとおり決定した。

《新築庁舎》

11月に開催の幹事会に、候補地を選定して提示することとした。

《消防本部改築》

弓削町旧港務所の改築計画図を基に協議

発足時の消防本部は、弓削町総合庁舎とすることとした。

(4) 新町建設計画について

新町建設計画に登載する普通建設事業、財政計画等について検討した。

第13回上島合併協議会幹事会報告

1. 日時 平成15年10月23日(木) 9:10~17:00

2. 場所 弓削町総合庁舎 3階第1会議室

3. 出席者 幹事 6名 事務局 5名 計11名
* 今治地方局総務調整課 1名

4. 議事 (1) 第8回協議会について

【報告事項】

- 1) 事務局報告について
第7回協議会以後の事務局活動について報告する。
- 2) 幹事会報告について
第9回~13回までの幹事会について報告する。
- 3) 新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告について
第12回新町の名称・事務所の位置検討小委員会について報告する。
- 4) 新町将来構想策定小委員会の報告について
第10回新町将来構想策定小委員会について報告する。

【協議事項】

- 1) 新町の名称について
- 2) 新町建設計画について
- 3) 町字名の取扱いについて
- 4) 一般職の身分の取扱いについて
- 5) 地域審議会の設置について
- 6) 特別職の身分の取扱いについて
- 7) 一部事務組合の取扱いについて
- 8) 各種事務事業(消防団)の取扱いについて
- 9) " (窓口業務)の取扱いについて
- 10) " (保健関係事業)の取扱いについて
- 11) " (障害者福祉事業)の取扱いについて
- 12) " (児童福祉事業)の取扱いについて
- 13) " (その他福祉事業)の取扱いについて
- 14) " (建設関係事業)の取扱いについて
- 15) " (学校教育事業)の取扱いについて
- 16) " (社会教育事業)の取扱いについて

* 上記16項目協議事項の内、10項目ぐらいを提案することとした。

(2) 新町建設計画について

新町建設計画に登載する普通建設事業、財政計画等について検討した。

(3) その他

『上島合併シンポジウム(仮称)』の名称を『上島の未来を考えるフォーラム』とした。詳細については、今後幹事会で協議していくこととした。

協議項目第3号

新町の名称について

新町の名称・事務所の位置検討小委員会の提案を受け、新町の名称について提出する。

平成15年11月4日提出

上島合併協議会長 木下良一

新町の名称について

平成 年 月 日確認

新町の名称について

(1) 新町の名称について

新町の名称・事務所の位置検討小委員会 第1次選定結果

(五十音順)

No	名称候補	ふりがな
1	愛 北	あいほく
2	伊予上島	いよかみじま
3	上 島	かみじま
4	芸予上島	げいよかみじま

『上島合併協議会 新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告』

第12回小委員会

日 時 平成15年9月16日(火) 9:10~10:00
場 所 弓削町総合庁舎 3階第1会議室
傍聴者 4名

(1) 委員長の選任について

	氏 名	職 名	備 考
委員長	島根 亀夫	弓削町議会議長	
副委員長	田名後 豊重	岩城村議会議長	職代
	原山 公男	生名村議会議長	
	泉原 光雄	魚島村議会議長	

(2) 新町の名称候補第1次選定について

事前に選定していた22候補の中から以下の4候補を協議会へ提案することとした。

(五十音順)

名 称	ふりがな
愛北	あいほく
伊予上島	いよかみじま
上島	かみじま
芸予上島	げいよかみじま

(3) 賞の決定方法について

協議会での決定時に抽選を行う。

(4) その他

以上で小委員会としての役割を終えたが、協議会解散時まで小委員会は残すこととした。

協議項目第 1 1 号

新町建設計画について

新町将来構想策定小委員会の提案を受け、新町建設計画について提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

新町建設計画について
新町建設計画は、別添「上島新町建設計画案」に定めるとおりとする。

平成 年 月 日確認

『上島合併協議会 新町将来構想策定小委員会報告』

第10回小委員会

日 時 平成15年10月24日(金) 10:10~12:40
場 所 弓削町総合庁舎 3階大会議室
傍聴者 1名

(1) 委員長及び副委員長の選任について

島根委員長の退会により、新たに委員長の選出を行った結果、委員長には、弓削町の土居委員、副委員長には、生名村の横川委員、岩城村の林委員、魚島村の大林委員の各村の議員代表者に決定し、職務代理者には、魚島の大林委員が選任された。

(2) 新町建設計画について

事務局から建設計画案について説明を行い、内容について、検討を行った。今回追加要望や修正等の指摘のあった点について、加筆、修正を行って、次回協議会へ提案することが了承された。

協議項目第19号

町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて提出する。

平成15年11月4日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

町字名の取扱いについて
4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。ただし、弓削町大字上弓削字百貫については、「弓削百貫」とする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。ただし、弓削町大字上弓削字百貫については、「弓削百貫」とする。	

区分	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		調整内容
	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	
表示地名	弓削町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島 大字上弓削字百貫	町 弓削久司浦 弓削沢津 弓削上弓削 弓削引野 弓削明神 弓削下弓削 弓削太田 弓削土生 弓削鎌田 弓削日比 弓削藤谷 弓削狩尾 弓削大谷 弓削豊島 弓削佐島 弓削百貫	生名村	町 生名	岩城村	町 岩城	魚島村 字井下田 字井ノ浦 字井ノ頭 字以羅以田 字大木 字大風呂 字笠松 字神ヶ市 字桜田 字篠塚 字白井田 字勢賀以 字船瀬 字古殿 字松ノ浦 字峯 字浦 字取間 字増 字水落 字瓢箪 字江ノ島 字小島	町 魚島字井下田 魚島字井ノ浦 魚島字井ノ頭 魚島字以羅以田 魚島字大木 魚島字大風呂 魚島字笠松 魚島字神ヶ市 魚島字桜田 魚島字篠塚 魚島字白井田 魚島字勢賀以 魚島字船瀬 魚島字古殿 魚島字松ノ浦 魚島字峯 魚島字浦 魚島字取間 魚島字増 魚島字水落 魚島字瓢箪 魚島字江ノ島 魚島字小島	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。ただし、弓削町大字上弓削字百貫については、「弓削百貫」とする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

町字名の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>(市町村内の町又は字の区域)</p> <p>第二百六十条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町村名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 町・字名は原則として現行のとおりとする。 ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 基本的には、現在地名を継承し、「大字」は省き表示する。ただし、伊予三島市については、一部地域に「三島」の地名を付して表示する。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 「温泉郡重信町大字」、「温泉郡川内町大字」を「市」に置き換える。 ただし、重信町野田については、「温泉郡重信町」を「市」に置き換える。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」、「城辺乙」とする。一本松の字名は、「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする。</p>
<p>留意事項</p> <p>市町村合併の際に、町(字)の区域の設定、若しくは廃止、又は、町(字)の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。</p> <p>事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>	
先進事例	
<p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕</p> <p>1. 今治市については、現在地名を継承する。 2. 玉川町、大西町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町及び大三島町については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。 3. 朝倉村については、市名を付し、現在地名を継承し、「朝倉村」及び「大字」を省く。 4. 波方町については、波方町大字波方を別紙のとおりとし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。 5. 関前村については、関前村小大下地区を今治市関前小大下とし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「村」及び「大字」を省く。</p>	

協議項目第7号

一般職の身分の取扱いについて

一般職の身分の取扱いについて提出する。

平成15年11月4日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

一般職の身分の取扱いについて

1. 4ヶ町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
2. 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
3. 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。
4. 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。
5. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障するとともに、適正な水準の確保に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	7 一般職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	<p>1. 4ヶ町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2. 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3. 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。</p> <p>4. 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。</p> <p>5. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障するとともに、適正な水準の確保に努めるものとする。</p>	

区分	現 況												調整内容
	弓 削 町			生 名 村			岩 城 村			魚 島 村			
職員数 (H15.4.1現在)													
部局名	定数	実数	差引	定数	実数	差引	定数	実数	差引	定数	実数	差引	実数合計
町村長 事務部局	76	71	5	49	47	2	53	51	2	26	22	4	191
議会事務部局	1	1	0	2	2	0	2	2	0	-	兼務1	-	5
教育委員会等 事務部局	10	7	3	5	3	2	7	6	1	2	1	1	17
農業委員会 事務部局	1	兼務1	1	1	兼務1	1	2	兼務1	2	1	兼務1	1	-
選挙管理委員会 事務部局	-	兼務1	-	1	兼務1	1	1	兼務1	1	-	兼務1	-	-
合 計	88	79	9	58	52	6	65	59	6	29	23	6	213
定員適正化計画	弓削町から上島上水道企業団への派遣職員1名は含まず、上島上水道企業団から弓削町への派遣職員2名を含む。			生名村から越智郡老人ホーム組合への派遣職員1名は含まず、上島地区衛生事務組合から生名村への派遣職員1名を含む。			計画期間：平成12年度～平成16年度 目標定員：61人			計画期間：平成13年度～平成17年度 目標定員：24人			新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
定年退職予定状況	定年退職予定人数			定年退職予定人数			定年退職予定人数			定年退職予定人数			4ヶ町村合計
年 度													
平成15年度末	0			2			1			0			3
平成16年度末	2			0			1			1			4
平成17年度末	1			0			1			0			2
平成18年度末	4			3			1			0			8
平成19年度末	1			3			3			2			9
平成20年度末	4			1			3			1			9
平成21年度末	4			1			2			1			8
平成22年度末	3			4			4			0			11
平成23年度末	1			2			3			1			7
平成24年度末	4			3			2			1			10
合 計	24			19			21			7			71

上島合併協議会 調整方針

協議事項	7 一般職の身分の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現況								調整内容	
	弓削町		生名村		岩城村		魚島村			
職務分類 行政職(一)	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。
	1 級	主事補、技師補、見習保育士、保育士、教諭、栄養士	10	主事補、保育士、介護福祉士、船長、機関長、調理員	8	主事補、保育士、運転手	4	主事補、保育士	4	
	2 級	主事、技師、保育士、教諭、栄養士	10	主事、主任保育士、保育士、介護福祉士、船長、機関長、調理員	9	主事、公民館主事、保育士、運転手	10	主事、主任保育士	4	
	3 級	主査、保育士、教諭、栄養士	10	主査、船長、機関長	9	係長、公民館主事、主任保育士、運転手	21	主査	1	
	4 級	係長、主任、保育所長、主任保育士、主任教諭	15	課長補佐、係長、保育所長、船長、機関長	6	課長補佐、議会事務局長、公民館主事	7	課長補佐	2	
	5 級	課長、課長補佐、主幹、係長、専任、議会事務局長	12	課長補佐、所長補佐	7	課長補佐	-	課長	1	
	6 級	課長、課長補佐、専門員、議会事務局長	7	課長、議会事務局長、公民館長、保健デイサービスセンター長	8	課長、議会事務局長、公民館長、高齢者生活福祉センター所長、保育所長	8	総務課長	1	
	7 級	課長	-	総務企画課長	1	企画総務課長	-		-	
行政職(二)	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	
	1 級	技術員又は技能員、業務員又は守衛、用務員、調理員、主事補見習	7		-	技術員又は技能員、業務員又は用務員、用務員、自動車運転手、清掃夫	4	用務員	1	
	2 級	(高度な技術を要す)技術員又は技能員、主任業務員、主任守衛、バス運転手、調理師	4		-	(高度な技術を要す)技術員又は技能員、主任業務員、主任用務員	-		-	
医療職(一)	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	
	1 級		-		-		-	診療所長	1	
医療職(二)	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	
	1 級		-	管理栄養士、栄養士	-	栄養士、理学療法士、作業療法士	-		-	
	2 級		-	管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、獣医師・薬剤師	1	管理栄養士、(高度な知識経験を要する)栄養士、理学療法士、作業療法士	2		-	
	3 級		-	主任管理栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、(困難な業務を行う)獣医師・薬剤師	-	管理栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士	-		-	
	4 級		-	管理栄養士長、理学療法士長、作業療法士長、主任薬剤師	-	課長補佐	-		-	
	5 級		-	総管理栄養士長、総理学療法士長、総作業療法士長、薬局の長	-	課長	-		-	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	7 一般職の身分の取扱い	関係項目	
調整方針			

区分	現況								調整内容	
	弓削町		生名村		岩城村		魚島村			
医療職(三)	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	
	1 級	准看護師	-	准看護師	-	准看護師	-	准看護師	1	
	2 級	看護師、保健師、助産師、(高度な知識経験を要する)准看護師、理学療法士	3	看護師、保健師、助産師、(高度な知識経験を要する)准看護師	2	看護師、保健師、(高度な知識経験を要する)准看護師	-	看護師、保健師	1	
	3 級	看護師長、主任保健師、主任看護師、主任理学療法士	1	看護師長、主任保健師、保健師、助産師、(困難な業務を行う)看護師	-	看護師長、(困難な業務を行う)保健師、(困難な業務を行う)看護師	3	看護師長、保健師	-	
	4 級	病院の副看護師長、保健師長、(困難な業務を行う)看護師長	-	病院の副看護師長、保健師長、(困難な業務を行う)看護師長	1	課長補佐	-		-	
	5 級	施設の長、病院の総看護師長、(特に困難な業務を行う)総保健師長	-	医療機関の長、病院の総看護師長、(特に困難な業務を行う)総保健師長	-	課長	-		-	
福祉職	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	
	1 級		-		-	生活指導員、介護員、保育士	-		-	
	2 級		-		-	生活指導員、主任介護員、主任保育士	-		-	
	3 級		-		-	所長	-		-	
海事職	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	
	1 級		-		-		-	甲板員、機関員	1	
	2 級		-		-		-	船長、機関長、(相当の技能・経験を要する)甲板員・機関員	3	
	3 級		-		-		-	(相当の技能・経験を有する)船長・機関長	1	
	4 級		-		-		-	(高度の技能・経験を有し困難な業務を処理する)船長・機関長	1	
ラスパイレス指数	86.7 (平成14年4月1日現在)		81.0 (平成14年4月1日現在)		80.7 (平成14年4月1日現在)		77.7 (平成14年4月1日現在)		職員給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障するとともに、適正な水準の確保に努めるものとする。	
	ラスパイレス指数：地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。									

上島合併協議会 調整方針

協議事項	7 一般職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

一般職の身分の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方公務員法】</p> <p>(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</p> <p>第三条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、左に掲げる職とする。</p> <p>一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>五 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p>(分限及び懲戒の基準)</p> <p>第二十七条 すべて職員に分限及び懲戒については、公正でなければならない。</p> <p>2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。</p> <p>3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。</p> <p>(降任、免職、休職等)</p> <p>第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>一 勤務実績が良くない場合</p> <p>二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</p> <p>2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。</p> <p>一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合</p> <p>二 刑事事件に関し起訴された場合</p> <p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。</p> <p>4 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。</p> <p>【市町村の合併の特例に関する法律】</p> <p>(職員の身分取扱い)</p> <p>第九条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併></p> <p>【兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町】</p> <p>(1) 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併></p> <p>【東京都 田無市、保谷市】</p> <p>2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併></p> <p>【埼玉県 浦和市、大宮市、与野市】</p> <p>(1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併></p> <p>【熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村】</p> <p>一般職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(2) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。</p> <p>(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定></p> <p>【高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村】</p> <p>1 5町村の一般職の職員は、すべて新しいまちの職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新しいまちにおいて定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の給与及び職制については、適正化の観点から合併時に調整し統一を図るものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	7 一般職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資料	

先 進 事 例	
<p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 （具体的内容調整）</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後5年を目途に給料の格差是正を行うものとする。 <p>重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 重信町、川内町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務局、議会の事務局職員など、各区分ごとの定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職名については、合併時に調整する。 現職員については、現給を保障する。 <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員数・定員管理 4市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 職務分類・給料 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。 現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。 給料表については、機構・組織の整備にあわせて合併当初は国の給料表9級を適用し、その後の機構・組織の再編の段階においては、10級を検討する。 <p>かみうけな合併協議会 <久万高原町；H16.8.1合併予定> 〔愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村〕 現に4町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一する。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一する。 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。 	<p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 内子町、五十崎町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 （具体的内容調整）</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後5年を目処に給料の格差是正を行うものとする。 <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 <H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町〕 伊方町、瀬戸町の一般職の職員は、（市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により）すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的内容調整</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、適正化を図る。 職階については、職名と共に級分類を調整し適正化を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し適正化を図る。 <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 現に5町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。 <p>宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 <宇和島市；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕 宇和島市、吉田町、三間町及び津島町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 （具体的内容調整）</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、新市において速やかに給料の格差是正を行うものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	7 一般職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先進事例	留意事項
<p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> [愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町] 西条市・東予市・丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。</p> <p>大洲喜多合併協議会 <H17.1.1合併予定> [愛媛県 大洲市、喜多郡 長浜町、肱川町、河辺村] 大洲市、長浜町、肱川町及び河辺村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 (具体的な調整内容) 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、その基準を統一する。現職員については、現給を保証し、新市において速やかに給料の格差是正を行うものとする。</p> <p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> [愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村] (1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 (2) 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 (3) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p>	<p>「編入合併における編入する市町村」においては、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格がそのまま存続するため、当該職員は失職せず、通常は手当の必要はない。 これに反して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、当該職員は失職することとなる。 しかし、合併特例法第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定めている。 そのため、合併協議会において、合併市町村が消滅する市町村の一般職の職員を引き継ぐ旨の取決めを行い、合併した日に、編入した市町村長、又は、新設合併における市町村長職務執行者が、それぞれの職員に対して辞令を交付することになる。 また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、合併関係市町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、十分事前に協議を重ねて、新市町村発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で著しい不均衡が生じないよう取決めを行うことが適当である。</p> <p>《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

特別職の身分の取扱いについて

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、4ヶ町村長が別に協議調整する。
- (2) 議会の議員の報酬額については、4ヶ町村長が別に協議調整する。
- (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (4) 農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (5) その他の特別職の職員については、4ヶ町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、1町村ないし3町村に設置されているものについては、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。
- (6) 新町の職務執行者については、合併までに4ヶ町村の長が別に協議して定めるものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	<p>特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、4ヶ町村長が別に協議調整する。</p> <p>(2) 議会の議員の報酬額については、4ヶ町村長が別に協議調整する。</p> <p>(3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(4) 農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(5) その他の特別職の職員については、4ヶ町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、1町村ないし3町村に設置されているものについては、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</p> <p>(6) 新町の職務執行者については、合併までに4ヶ町村の長が別に協議して定めるものとする。</p>	

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
常勤の特別職	<p>町長</p> <p>【任期】 平成12年 3月 5日 ~ 平成16年 3月 4日</p> <p>【給料】 月額 805,000円</p>	<p>村長</p> <p>【任期】 平成14年 3月 7日 ~ 平成18年 3月 6日</p> <p>【給料】 月額 741,000円</p>	<p>村長</p> <p>【任期】 平成15年 4月30日 ~ 平成19年 4月29日</p> <p>【給料】 月額 771,000円</p>	<p>村長</p> <p>【任期】 平成13年 8月11日 ~ 平成17年 8月10日</p> <p>【給料】 月額 718,000円</p>	町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、4ヶ町村長が別に協議調整する。
	<p>助役</p> <p>【任期】 平成12年 4月 1日 ~ 平成16年 3月31日</p> <p>【給料】 月額 647,000円</p>	<p>助役</p> <p>【任期】 平成14年 4月 1日 ~ 平成18年 3月31日</p> <p>【給料】 月額 608,000円</p>	<p>助役</p> <p>【任期】 平成15年 4月 1日 ~ 平成19年 3月31日</p> <p>【給料】 月額 631,000円</p>	<p>助役</p> <p>【任期】 平成13年 8月17日 ~ 平成17年 8月16日</p> <p>【給料】 月額 616,000円</p>	
	<p>収入役</p> <p>【任期】 平成12年 4月 1日 ~ 平成16年 3月31日</p> <p>【給料】 月額 598,000円</p>	<p>収入役</p> <p>【任期】 平成12年 7月 1日 ~ 平成16年 6月30日</p> <p>【給料】 月額 553,000円</p>	<p>収入役</p> <p>【任期】 平成15年 6月26日 ~ 平成19年 6月25日</p> <p>【給料】 月額 583,000円</p>	<p>収入役（助役兼掌）</p> <p>【任期】 【給料】</p>	
	<p>教育長</p> <p>【任期】 平成14年 3月20日 ~ 平成18年 3月19日</p> <p>【給料】 月額 572,000円</p>	<p>教育長</p> <p>【任期】 平成11年10月 1日 ~ 平成15年 9月30日</p> <p>【給料】 月額 535,000円</p>	<p>教育長</p> <p>【任期】 平成12年10月 1日 ~ 平成16年 9月30日</p> <p>【給料】 月額 558,000円</p>	<p>教育長</p> <p>【任期】 平成13年 1月25日 ~ 平成17年 1月24日</p> <p>【給料】 月額 536,000円</p>	
議会の議員	<p>議員</p> <p>【任期】 平成15年 7月15日 ~ 平成19年 7月14日</p> <p>【報酬】 議長 : 月額 253,000円 副議長 : 月額 201,000円 議員 : 月額 185,000円</p>	<p>議員</p> <p>【任期】 平成14年10月15日 ~ 平成18年10月14日</p> <p>【報酬】 議長 : 月額 211,000円 副議長 : 月額 174,000円 議員 : 月額 163,000円</p>	<p>議員</p> <p>【任期】 平成15年 4月30日 ~ 平成19年 4月29日</p> <p>【報酬】 議長 : 月額 240,000円 副議長 : 月額 191,000円 議員 : 月額 175,000円</p>	<p>議員</p> <p>【任期】 平成15年 4月30日 ~ 平成19年 4月29日</p> <p>【報酬】 議長 : 月額 173,000円 副議長 : 月額 152,000円 議員 : 月額 137,000円</p>	議会の議員の報酬額については、4ヶ町村長が別に協議調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
行政委員会の委員	教育委員会委員 委員長：年額 134,000円 委員：年額 123,000円 選挙管理委員会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	教育委員会委員 委員長：年額 65,000円 委員：年額 60,000円 選挙管理委員会委員 委員長：年額 50,000円 委員：年額 45,000円	教育委員会委員 委員長：年額 120,000円 委員：年額 110,000円 選挙管理委員会委員 委員長：日額 9,000円 委員：日額 9,000円	教育委員会委員 委員長：年額 75,000円 委員：年額 69,000円 選挙管理委員会委員 委員長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
	監査委員委員 識見者：日額 8,400円 議会選出者：日額 8,400円	監査委員委員 学識経験者：年額 140,000円 議会選出者：年額 140,000円	監査委員委員 識見者：年額 120,000円 議会選出者：年額 120,000円	監査委員委員 識見者：年額 89,700円 議会選出者：年額 89,700円	
	農業委員会委員 会長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	農業委員会委員 委員長：年額 100,000円 委員：年額 90,000円	農業委員会委員 会長：年額 120,000円 委員：年額 110,000円	農業委員会委員 会長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	
	固定資産評価審査委員会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	固定資産評価審査委員会委員 委員長：日額 6,000円 委員：日額 5,500円	固定資産評価審査委員会委員 委員：日額 9,000円	固定資産評価審査委員会委員 委員長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	
審議会等の附属機関の委員等	選挙 選挙長：日額 10,400円 投票管理者：日額 12,300円 開票管理者：日額 10,400円 選挙立会人：日額 8,600円 投票立会人：日額 10,500円 開票立会人：日額 8,600円	選挙 選挙長：日額 10,000円 投票管理者：日額 12,000円 開票管理者：日額 10,000円 選挙立会人：日額 8,000円 投票立会人：日額 10,000円 開票立会人：日額 8,000円	選挙 選挙長：日額 10,000円 投票管理者：日額 12,000円 開票管理者：日額 10,000円 選挙立会人：日額 9,000円 投票立会人：日額 12,000円 開票立会人：日額 9,000円	選挙 選挙長：日額 11,000円 投票管理者：日額 11,000円 開票管理者：日額 10,000円 選挙立会人：日額 8,000円 投票立会人：日額 10,000円 開票立会人：日額 8,000円	審議会等の附属機関の委員等については、4ヶ町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは原則として統合し、1町村ないし3町村に設置されているものについては、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。
	国民健康保険運営協議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	国民健康保険運営協議会委員 委員長：年額 27,000円 委員：年額 25,000円	国民健康保険運営協議会委員 委員：日額 9,000円	国民健康保険運営協議会委員 委員：日額 6,900円	
	公民館運営審議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	公民館運営審議会委員 委員長：年額 31,000円 委員：年額 28,000円	公民館運営審議会委員 委員：日額 9,000円	公民館運営審議会委員	
	特別職報酬等審議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	特別職報酬等審議会委員 委員長：日額 7,000円 委員：日額 6,500円	特別職報酬等審議会委員 委員：日額 9,000円	特別職報酬等審議会委員 会長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	
			公営企業経営審議会委員 委員：日額 9,000円		
	交通指導員 交通指導員：年額 28,000円	交通安全推進協議会 交通指導員：年額 58,000円	交通指導員 交通指導員：日額 6,000円	交通指導員	
	体育指導委員会委員 体育指導委員：年額 28,000円	体育指導委員会委員 体育指導委員：年額 26,000円	体育指導委員会委員 体育指導委員：年額 20,000円		
		防犯協会(推進委員) 委員：年額 30,000円			
		行政改革懇談会委員 委員長：日額 5,000円 委員：日額 4,500円	行政改革懇談会委員 委員：日額 9,000円		
	文化財保護審議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	文化財専門委員会委員 委員長：年額 43,000円 委員：年額 37,000円	文化財保護審議会委員 委員：日額 9,000円	文化財調査委員	
	予防接種健康被害調査委員会委員 委員：日額 7,800円	予防接種健康被害調査委員会委員 委員長：日額 4,500円 委員：日額 4,000円		予防接種健康被害調査委員会委員	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	町誌編さん委員会委員 委員長：月額 50,000円 委員：月額 30,000円	村誌編纂委員会 専門委員：年額 300,000円 委員長：年額 70,000円 委員：年額 70,000円			
		開発センター運営委員会委員 委員長：年額 20,000円 委員：年額 18,000円			
		民生委員推薦会委員 委員長：日額 6,000円 委員：日額 5,500円		民生委員推薦会委員 委員長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	
			民生委員会 総務：年額 110,000円 委員：年額 95,000円	民生委員会 委員：年額 52,800円	
		特別土地保有税審議会委員 委員長：日額 4,500円 委員：日額 4,000円			
	保健推進委員会委員 会長：日額4,000円以内 委員：日額4,000円以内	保健栄養推進委員会委員 委員長：日額4,000円以内 委員：日額4,000円以内			
	在宅介護支援センター運営協議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	在宅介護支援センター運営協議会委員 委員：日額 4,000円			
			高齢者生活福祉センター運営協議会委員 委員：日額 9,000円		
	介護保険運営協議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	介護保険運営協議会委員 委員長：日額 6,000円 委員：日額 5,500円	介護保険運営協議会委員 委員：日額 9,000円	介護保険運営協議会委員 委員：日額 6,900円	
	介護保険認定審査会委員 委員：日額 10,000円 (4ヶ町村で按分負担)				
	情報公開及び個人情報保護審査会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	情報公開審査会委員 会長：日額 5,000円 委員：日額 4,500円			
			固定資産評価補助員 補助員：日額 9,000円	固定資産評価補助員	
	消防団員 団長：年額 85,000円 副団長：年額 66,000円 分団長：年額 47,000円 副分団長：年額 35,000円 部長：年額 32,000円 班長：年額 30,000円 団員：年額 29,000円	消防団員 団長：年額 70,000円 副団長：年額 55,000円 分団長：年額 40,000円 副分団長：年額 30,000円 部長：年額 25,000円 班長：年額 22,000円 団員：年額 20,000円	消防団員 団長：年額 110,000円 副団長：年額 65,000円 分団長：年額 46,000円 副分団長：年額 36,000円 部長：年額 30,000円 班長：年額 26,000円 団員：年額 23,000円	消防団員 団長：年額 66,000円 副団長：年額 49,000円 部長：年額 33,000円 班長：年額 28,000円 団員：年額 23,000円	
	社会教育委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	社会教育委員 委員長：年額 31,000円 委員：年額 28,000円	社会教育委員 委員：日額 9,000円	社会教育委員	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	居住施設入所審査会委員 委 員 : 日額 7,800円				
	C A T V放送番組審議会委員 委 員 長 : 日額 8,400円 委 員 : 日額 7,800円			有線テレビ放送番組審議会委員	
	土地相談員 土地相談員 : 日額 7,800円				
	参与(合併協議会) 委 員 : 日額 7,800円				
	弓削町入所判定委員会委員 委 員 : 日額 11,000円 (越智郡15町村で按分負担)				
	心身障害児就学指導委員会委員	心身障害児就学指導委員会委員	心身障害児就学指導委員会委員	心身障害児就学指導委員会委員	
	給食センター運営委員会委員		学校給食共同調理場運営委員会委員		

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資料	

特別職の身分の取扱いに関する法令	
<p>【地方公務員法】</p> <p>(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</p> <p>第三条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、左に掲げる職とする。</p> <p>一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>五 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(議会の設置)</p> <p>第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。</p> <p>(市町村議会の議員の定数)</p> <p>第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>一 人口二千未満の町村 十二人</p> <p>二 人口二千以上五千未満の町村 十四人</p> <p>三 人口五千以上一万未満の町村 十八人</p> <p>四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人</p> <p>五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人</p> <p>六 人口五万以上十万未満の市 三十人</p> <p>七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人</p> <p>八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人</p> <p>九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人</p> <p>十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人</p> <p>十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数(その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人)</p> <p>3 第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなった市町村においては、その超えることとなった日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもって定数とする。</p> <p>4 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。</p> <p>5 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。</p> <p>6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。</p>	<p>7 第七条第一項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>10 第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第九十三条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。</p> <p>2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八条及び第二百六十条の定めるところによる。</p> <p>(委員会・委員の設置)</p> <p>第三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>(知事及び市町村長)</p> <p>第三十九条 都道府県に知事を置く。</p> <p>2 市町村に市町村長を置く。</p> <p>(長の任期)</p> <p>第四十条 普通地方公共団体の長の任期は、四年とする。</p> <p>2 前項の任期の起算については、公職選挙法第二百五十九条及び第二百五十九条の二の定めるところによる。</p> <p>(副知事及び助役の設置)</p> <p>第六十一条 都道府県に副知事一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>2 市町村に助役一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。</p> <p>(副知事及び助役の選任)</p> <p>第六十二条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</p> <p>(副知事及び助役の任期)</p> <p>第六十三条 副知事及び助役の任期は、四年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

特別職の身分の取扱いに関する法令

<p>(出納長・副出納長及び収入役・副収入役)</p> <p>第百六十八条 都道府県に出納長を置く。</p> <p>2 市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。</p> <p>3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。</p> <p>4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。</p> <p>5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。</p> <p>6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。</p> <p>7 第百四十一条、第百四十二条、第百五十九条、第百六十二条、第百六十三条本文及び第百六十四条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。</p> <p>8 出納長及び収入役が、前項において準用する第百四十二条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。</p> <p>9 第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第百七十四条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。</p> <p>3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。</p> <p>4 専門委員は、非常勤とする。</p> <p>(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)</p> <p>第百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。</p> <p>一 教育委員会</p> <p>二 選挙管理委員会</p> <p>三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会</p> <p>四 監査委員</p> <p>2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <p>一 公安委員会</p> <p>二 地方労働委員会</p> <p>三 収用委員会</p> <p>四 海区漁業調整委員会</p> <p>五 内水面漁場管理委員会</p> <p>3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <p>一 農業委員会</p> <p>二 固定資産評価審査委員会</p> <p>4 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当っては、当該普通地方公共団体の長が第百五十八条第一項、第二項若しくは第六項又は第七項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。</p> <p>5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。</p>	<p>6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。</p> <p>8 第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>(設置及び組織)</p> <p>第百八十一条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。</p> <p>(選挙管理委員及び補充員の選挙)</p> <p>第百八十二条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。</p> <p>2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者の中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。</p> <p>3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。</p> <p>4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。</p> <p>5 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。</p> <p>6 第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。</p> <p>8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。</p> <p>(選挙管理委員の任期)</p> <p>第百八十三条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 補充員の任期は、委員の任期による。</p> <p>4 委員及び補充員は、その選挙に関し第百八十条第五項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。</p> <p>(設置及び定数)</p> <p>第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。</p> <p>2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより三人又は二人とし、町村にあつては二人とする。</p>
---	--

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

特別職の身分の取扱いに関する法令

<p>(監査委員の選任及び兼職禁止)</p> <p>第九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。</p> <p>2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、三人である普通地方公共団体にあっては少なくともその二人以上は、二人である普通地方公共団体にあっては少なくともその一人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない。</p> <p>3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。</p> <p>4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。</p> <p>5 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。</p> <p>(監査委員の任期)</p> <p>第九十七条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては四年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> <p>(職務・組織・設置)</p> <p>第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p> <p>2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。</p> <p>3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。</p> <p>2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。</p> <p>4 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。</p> <p>5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>(給料・旅費及び諸手当)</p> <p>第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに再任用短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。</p>	<p>2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業改良普及手当、災害派遣手当又は退職手当を支給することができる。</p> <p>3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】</p> <p>(長の職務を暫定的に行う者)</p> <p>第一条の二 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。</p> <p>3 第一項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。</p> <p>(暫定的選挙管理委員)</p> <p>第四条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者を以てこれに充てるものとする。但し、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数があらたに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者を以てこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第一条の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者（これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）の中から選任した者を以てこれに充てるものとする。</p> <p>2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第一条の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、予め関係人にこれを通知しなければならない。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 教育委員会は、五人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては六人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの（次条第三項及び第七条第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。）の教育委員会にあっては三人の委員をもって組織することができる。</p>
--	---

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

特別職の身分の取扱いに関する法令

<p>(任命)</p> <p>第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一 破産者で復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>3 委員の任命については、そのうち三人以上（前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあっては、二人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。</p> <p>4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれるように努めなければならない。</p> <p>(任期)</p> <p>第五条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(教育長)</p> <p>第十六条 教育委員会に、教育長を置く。</p> <p>2 教育長は、第六条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第二十七条から第二十九条までの規定の適用を妨げない。</p> <p>4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令】</p> <p>(最初の委員の選任等)</p> <p>第十八条 市町村の設置があった場合においては、法第四条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第一条の二の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものの中から、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任するものとする。</p> <p>2 前項の規定により選任された委員は、法第五条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。</p> <p>3 新たに設置された市町村において、第一項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第十三条第一項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。</p> <p>(最初の教育長の互選)</p> <p>第十九条 市町村の設置があった場合においては、法第十六条第二項の規定にかかわらず、最初に法第四条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第一項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第十二条第一項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。</p>	<p>(最初に任命される委員の任期)</p> <p>第二十条 市町村の設置後最初に法第四条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあっては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあっては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。</p> <p>【地方税法】</p> <p>(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)</p> <p>第四百二十二条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p>2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。</p> <p>3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</p> <p>4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。</p> <p>5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。</p> <p>6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。</p> <p>8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p> <p>9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p>
--	---

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先 進 事 例	
<p>篠山市 <H11.4.1合併> 【兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町】 (1) 新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。 (2) 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新市において新たに選任するものとする。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 【東京都 田無市、保谷市】 市町のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 ア 任期は、各法令の定めるところによる。 イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 行政委員会委員の任期は、各法令の定めるところによる。 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。 ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。 イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。 ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。 その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 【埼玉県 浦和市、大宮市、与野市】 3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 【熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村】 特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令の定めがない場合は新町において新たに設置する。 報酬等については、5町村の長が関係機関と協議して合併までに調整する。</p> <p>高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 【高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村】 特別職の職員及び行政委員会委員の身分の取扱いについては、法令等の定めのある場合はその規定を適用し、定めのない場合は合併までに調整するものとする。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 【愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町】 特別職の職員(市議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p>	<p>3 審議会、委員会等の附属機関については、5町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。1町ないし4町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。 4 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。 5 新市の職務執行者については、合併までに5町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 【愛媛県 温泉郡 重信町、川内町】 (1) 特別職の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、両町の長が協議して定める。 (2) 新市の職務執行者については、両町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 【愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村】 ・常勤の特別職 法令の定めるところにより、市長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 報酬は、現行の川之江市、伊予三島市の報酬額をもとに調整する。 合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に協議する。 ・議員 任期、定数は、各法令の定めるところによる。 報酬は、現行の報酬額をもとに調整する。 ・行政委員会の委員 法令の定めるところにより、新市においても引き続き設置する。 報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 ・審議会等の附属機関等の委員等 新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。 報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。</p> <p>かみうけな合併協議会 <久万高原町；H16.8.1合併予定> 【愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村】 特別職の職員(消防団は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。 (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 (2) 町議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 (3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 (4) その他の条項で定める特別職の職員については、4町村すべてに設置されていて、引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。1町村ないし3町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。 (5) 新町の職務執行者については、合併までに4町村の長が別に協議して定めるものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先 進 事 例	
<p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕</p> <p>特別職の職員（町議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 3 審議会、委員会等の附属機関については、2町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町にのみ設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。 4 その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。 5 新町の職務執行者については、合併までに2町の長が別に協議して定めるものとする。 <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 <H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町〕</p> <p>特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い次のとおり調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の定めるところにより、町長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。報酬の額は、現行の報酬額をもとに調整する。 ・ 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模自治体の例、現行の業務内容をもとに調整する。 ・ 審議会、委員会等の附属機関については、2町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則統合する。1町のみ設置しているものは、必要に応じて設置する。委員数、任期、報酬額等は現行の業務に照らし合わせて調整し、新たに設置する。 ・ その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等は現行の業務に照らし合わせて調整し、新たに設置する。 ・ 新町の職務執行者については、合併までに2町の長が別に協議して定めるものとする。 <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、その設置、人員、任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。報酬等について、5町村の長が別に協議して合併時まで調整する。</p>	<p>八幡浜市・保内町合併協議会 <H16.12.31までに合併予定> 〔愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町〕</p> <p>特別職については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令の定めるところにより、市長ほか常勤の特別職として、助役、収入役及び教育長を置く。 2 議員の定数及び任期の取扱いについては、別に協議して定める。 3 法令の定めるところにより、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を置く。 なお、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、別に協議して定める。 4 審議会、委員会等の附属機関の委員、その他の特別職については、新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。 5 新市の職務執行者については、合併までに両市町の長が別に協議して定めるものとする。 6 報酬については、両市町の長が別に協議して定めるものとする。 <p>大洲喜多合併協議会 <H17.1.1合併予定> 〔愛媛県 大洲市、喜多郡 長浜町、肱川町、河辺村〕</p> <p>特別職の職員の身分の取扱いについては、法令の定めるところに従い調整し、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。 （具体的な調整内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常勤の特別職として、市長、助役、収入役、教育長及び監査委員を置く。 報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。 合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に協議する。 2 議会の議員の報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。 3 行政委員会の委員は、新市においても引き続き設置する。 報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。 4 審議会等の附属機関の委員等は、4市町村すべてに設置されていて、引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合し、1市町村ないし3市町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。 委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

一部事務組合の取扱いについて

一部事務組合の取扱いについて提出する。

平成 15 年 11 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

一部事務組合の取扱いについて
1. 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。
2. 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。
3. 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。
4. 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。
5. 愛媛県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。
6. 今治地区広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。
7. 越智郡老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち特別養護老人ホーム「海光園」に係る事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合の特別養護老人ホーム「海光園」の事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。
8. 越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち 4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合のうち 4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。
9. 上島地区衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。
10. 上島上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	愛媛県市町村職員退職手当組合、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合
調整方針	・愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。 ・愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。		

愛媛県市町村職員退職手当組合		愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合	
区分	現況	区分	現況
名称	愛媛県市町村職員退職手当組合	名称	愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合
設立年月日	昭和32年7月5日	設立年月日	昭和43年1月13日
構成団体	北条市、川之江市、伊予市、東予市、県内全町村(57町村) 42一部事務組合(越智郡老人ホーム組合、越智郡島部消防事務組合、 上島上水道企業団、上島地区衛生事務組合も加入)	構成団体	県内全町村(57町村)
根拠法令等	地方自治法第284条 愛媛県市町村職員退職手当組合同約	根拠法令等	地方公務員災害補償法 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合同約
事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2(愛媛県自治会館内)	事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2(愛媛県自治会館内)
共同処理事務	組合市町村(一部事務組合含む。)の職員の退職手当に関する事務	共同処理事務	組合町村議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
議会の組織	定数15人(郡町村会長、組合を組織する市の市長で構成)	議会の組織	定数14人 (選挙区(11区)は、各町村の議長の互選で11名、特別区は、各町村の長の互選で3名)
組合長等	組合長:1人、副組合長:2人 監査委員:2人(議員:1人、有識者:1人)	組合長等	組合長:1人、副組合長:1人 監査委員:2人(議員:1人、知識経験者:1人)
負担金	市町村長等 給料総額の1000分の339 その他職員 給料総額の1000分の150	負担金	平成14年度負担金(決算) 弓削町 20,800円 生名村 19,200円 岩城村 19,200円 魚島村 9,600円

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合
調整方針	・愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。 ・愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。		

愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合		愛媛県市町村交通災害共済組合	
区分	現況	区分	現況
名称	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合	名称	愛媛県市町村交通災害共済組合
設立年月日	昭和27年4月1日	設立年月日	昭和44年4月1日
構成団体	川之江市、伊予三島市、大洲市、伊予市、北条市、東予市、県内全町村(57町村) 9一部事務組合(越智郡島部消防事務組合も加入)	構成団体	東予市、県内全町村(57町村)
根拠法令	地方自治法284条 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組規約	根拠法令	地方自治法284条 愛媛県市町村交通災害共済組規約
事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2(愛媛県自治会館内)	事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2(愛媛県自治会館内)
共同処理事務	(1) 消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事 (2) 消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事 (3) 消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事 (4) 水防法第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事 (5) 水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事 (6) 災害対策基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事 (7) 消防吏員及び消防団員に係る賞じゅつに関する事	共同処理事務	日本国内で交通事故により災害をうけた組合市町村の住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務
議会の組織	定数17人(郡町村会長及び加入市の市長)	議会の組織	定数12人 (東予市及び周桑郡より2名、その他の郡より各1名を組合市町村長が互選)
組合長等	組合長:1人、副組合長:2人 監査委員:2人(議員:1人、有識者:1人)	組合長等	組合長:1人、副組合長:1人 監査委員:2人(議員:1人、知識経験者:1人)
負担金	平成14年度負担金(決算) (団員割:18,520円×条例定数、人員割:30.5円×国調人口) 弓削町 2,617,869円 生名村 1,620,462円 岩城村 1,829,214円 魚島村 843,587円 越智郡島部消防事務組合 14,910円(賞じゅつ金:210円×71人)	掛金	一般 :600円/人(年額) 中学生以下:250円/人(年額)

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	愛媛県自治会館管理組合
調整方針	・愛媛県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。		

愛媛県自治会館管理組合			
区分	現況	区分	現況
名称	愛媛県自治会館管理組合		
設立年月日	昭和27年3月7日		
構成団体	県内全町村 (57町村)		
根拠法令	地方自治法284条 愛媛県自治会館管理組合規約		
事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)		
共同処理事務	愛媛県自治会館の運営管理に関する事務		
議会の組織	定数22人 (各郡町村会長及び各郡町村議会議長会長)		
組合長等	組合長:1人、副組合長:3人 監査委員:2人(議員:1人、有識者:1人)		
負担金	なし		

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	今治地区広域行政事務組合
調整方針	今治地区広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。		

区分	現 況	区分	現 況
名称	今治地区広域行政事務組合	広域自治センター	今治地区広域自治センター
設立年月日	昭和47年7月10日		(1) 今治地区勤労青少年ホーム 生活相談、職業相談、就職後の補導等の保護及び指導に関すること 個人利用及びグループ活動のための施設及び設備の提供に関すること 一般教養及び実務教育に関する講演会、講習会、座談会等の開催に関するこ と 教養、趣味、娯楽等に関するクラブ活動、レクリエーション活動等の推進指 導及び援助に関すること 前各号に掲げるもののほか、勤労青少年の保護及び福祉の増進に必要と認 められる事業
構成団体	今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、魚島村、 弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、関前村		(2) 今治地区住民研修センター 福祉、教育、文化及び産業等の各種の住民研修活動及び各種団体研修活動の ための施設及び設備の提供に関すること 国・公共団体及び公共的団体の研修活動のための施設及び設備の提供に関 すること その他組合長が必要と認める事業
根拠法令	地方自治法第284条 今治地区広域行政事務組合同約		
事務所の位置	今治市北宝来町1丁目1番地の16		
共同処理事務	(1) 今治地区ふるさと市町村圏計画の策定及び実施の連絡調整に関する事務 (2) 今治地区ふるさと市町村圏計画に基づく広域活動計画の事業の実施に関する 事務 (3) 今治地区広域自治センターの設置、管理及び運営に関する事務 (4) 電子計算組織の共同利用に関する事務	電子計算業務	電子計算業務 組合構成団体からの申込みに基づく電子計算組織共同利用の実施手続き、処理 経費等業務の運用及び管理 (1) バッチ業務 ホストコンピュータによってシステムを稼働させ、特定の行政事務を処理 し、成果品を作成する。主に税の当初賦課等、大量成果品出力処理に用いる。 (2) 分散業務 構成団体等に設置したコンピュータに特定の行政事務を処理するシステ ムを導入し稼働する。クライアントサーバ型システム(財務会計・住民情報 システム等)及び、パソコン単体において稼働する個別のシステムをいう。
議会の組織	定数25人 内訳:関係団体の長 16人(任期:関係団体の長の任期) 今治市議会議員 7人(任期:関係団体の議会の議員の任期) 越智郡町村議会議長の会長 1人(任期:当該議長の会長の任期) 副会長 1人(任期:当該議長の副会長の任期)		
組合長等	組合長 :1人 今治市長 (任期:当該関係団体の長の任期) 副組合長:1人 波方町長 (任期:当該関係団体の長の任期) 収入役 :1人 今治市収入役(任期:当該関係団体の収入役の任期) 監査委員:2人 識見委員 (任期:当該関係団体の監査委員の任期) 議会選出議員(任期:組合議員の任期)		
職員数 実数(定数)	組合長の事務部局の職員 -人(19人) 議会の事務部局の職員 -人(4人) 監査委員の事務部局の職員 -人(4人) 計 -人(27人)		

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	今治地区広域行政事務組合
--------------	---------------	------	--------------

区分	現況	区分	現況																																																																		
一般会計決算	<p>一般会計決算 歳入 (単位:千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算見込額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>752,867</td> <td>92.8</td> <td>736,021</td> <td>92.7</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>6,511</td> <td>0.8</td> <td>6,858</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>150</td> <td>0.0</td> <td>99</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>9,943</td> <td>1.2</td> <td>11,700</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">諸収入</td> <td>預金利子</td> <td>27</td> <td>0.0</td> <td>7</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>ビル管理受託事務収入</td> <td>1,813</td> <td>0.2</td> <td>1,865</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>電子計算受託事務収入</td> <td>37,089</td> <td>4.6</td> <td>36,991</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>雑入</td> <td>336</td> <td>0.0</td> <td>353</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>2,904</td> <td>0.4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>811,640</td> <td>100.0</td> <td>793,894</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算見込額	構成比	分担金及び負担金	752,867	92.8	736,021	92.7	使用料及び手数料	6,511	0.8	6,858	0.9	財産収入	150	0.0	99	0.0	繰越金	9,943	1.2	11,700	1.5	諸収入	預金利子	27	0.0	7	0.0	ビル管理受託事務収入	1,813	0.2	1,865	0.2	電子計算受託事務収入	37,089	4.6	36,991	4.7	雑入	336	0.0	353	0.0	繰入金	2,904	0.4			合計	811,640	100.0	793,894	100.0	土地及び建物	<p>土地 (単位:m²)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在</th> <th>地積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治地区広域自治センター敷地</td> <td>今治市北宝来町1丁目1番地16</td> <td>644.62</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在	地積	今治地区広域自治センター敷地	今治市北宝来町1丁目1番地16	644.62
	項目		平成13年度		平成14年度																																																																
		決算額	構成比	決算見込額	構成比																																																																
	分担金及び負担金	752,867	92.8	736,021	92.7																																																																
	使用料及び手数料	6,511	0.8	6,858	0.9																																																																
	財産収入	150	0.0	99	0.0																																																																
	繰越金	9,943	1.2	11,700	1.5																																																																
	諸収入	預金利子	27	0.0	7	0.0																																																															
		ビル管理受託事務収入	1,813	0.2	1,865	0.2																																																															
		電子計算受託事務収入	37,089	4.6	36,991	4.7																																																															
雑入		336	0.0	353	0.0																																																																
繰入金	2,904	0.4																																																																			
合計	811,640	100.0	793,894	100.0																																																																	
名称	所在	地積																																																																			
今治地区広域自治センター敷地	今治市北宝来町1丁目1番地16	644.62																																																																			
特別会計決算	<p>歳出 (単位:千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算見込額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会費</td> <td>454</td> <td>0.1</td> <td>398</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>14,615</td> <td>1.8</td> <td>11,049</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広域自治センター管理費</td> <td>広域自治センター管理費</td> <td>10,204</td> <td>1.3</td> <td>7,179</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>広域自治センター整備基金費</td> <td>42</td> <td>0.0</td> <td>1,139</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>勤労青少年ホーム運営費</td> <td>2,182</td> <td>0.3</td> <td>2,322</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電子計算事業費</td> <td>一般管理費</td> <td>9,787</td> <td>1.2</td> <td>8,296</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>事業運営費</td> <td>762,524</td> <td>95.3</td> <td>748,768</td> <td>96.1</td> </tr> <tr> <td>広域高度情報化推進基金</td> <td>131</td> <td>0.0</td> <td>88</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>799,939</td> <td>100.0</td> <td>779,239</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算見込額	構成比	議会費	454	0.1	398	0.1	総務費	14,615	1.8	11,049	1.4	広域自治センター管理費	広域自治センター管理費	10,204	1.3	7,179	0.9	広域自治センター整備基金費	42	0.0	1,139	0.1	勤労青少年ホーム運営費	2,182	0.3	2,322	0.3	電子計算事業費	一般管理費	9,787	1.2	8,296	1.1	事業運営費	762,524	95.3	748,768	96.1	広域高度情報化推進基金	131	0.0	88	0.0	合計	799,939	100.0	779,239	100.0	<p>建物 (単位:m²)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在</th> <th>地積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治地区広域自治センタービル</td> <td>今治市北宝来町1丁目1番地16</td> <td>1950.99</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在	地積	今治地区広域自治センタービル	今治市北宝来町1丁目1番地16	1950.99					
	項目		平成13年度		平成14年度																																																																
		決算額	構成比	決算見込額	構成比																																																																
	議会費	454	0.1	398	0.1																																																																
	総務費	14,615	1.8	11,049	1.4																																																																
	広域自治センター管理費	広域自治センター管理費	10,204	1.3	7,179	0.9																																																															
		広域自治センター整備基金費	42	0.0	1,139	0.1																																																															
	勤労青少年ホーム運営費	2,182	0.3	2,322	0.3																																																																
	電子計算事業費	一般管理費	9,787	1.2	8,296	1.1																																																															
		事業運営費	762,524	95.3	748,768	96.1																																																															
広域高度情報化推進基金		131	0.0	88	0.0																																																																
合計	799,939	100.0	779,239	100.0																																																																	
名称	所在	地積																																																																			
今治地区広域自治センタービル	今治市北宝来町1丁目1番地16	1950.99																																																																			
基金	<p>基金 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>金額(H14年度決算見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域高度情報化推進基金</td> <td>87,846</td> </tr> <tr> <td>今治地区広域自治センター整備基金</td> <td>11,907</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,753</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	金額(H14年度決算見込)	広域高度情報化推進基金	87,846	今治地区広域自治センター整備基金	11,907	合計	99,753	<p>特別会計決算 歳入 (単位:千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算見込額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産収入</td> <td>5,186</td> <td>100.0</td> <td>5,228</td> <td>91.4</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>489</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,186</td> <td>100.0</td> <td>5,717</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算見込額	構成比	財産収入	5,186	100.0	5,228	91.4	繰入金	0	0.0	489	8.6	諸収入	0	0.0	0	0.0	合計	5,186	100.0	5,717	100.0																														
	基金の名称	金額(H14年度決算見込)																																																																			
	広域高度情報化推進基金	87,846																																																																			
	今治地区広域自治センター整備基金	11,907																																																																			
	合計	99,753																																																																			
	項目	平成13年度		平成14年度																																																																	
		決算額	構成比	決算見込額	構成比																																																																
	財産収入	5,186	100.0	5,228	91.4																																																																
	繰入金	0	0.0	489	8.6																																																																
	諸収入	0	0.0	0	0.0																																																																
合計	5,186	100.0	5,717	100.0																																																																	
基金	<p>基金 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>金額(H14年度決算見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治地区ふるさと市町村圏基金</td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	金額(H14年度決算見込)	今治地区ふるさと市町村圏基金	1,000,000	<p>歳出 (単位:千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算見込額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと市町村圏基金事業費</td> <td>4,697</td> <td>100.0</td> <td>4,986</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,697</td> <td>100.0</td> <td>4,986</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算見込額	構成比	ふるさと市町村圏基金事業費	4,697	100.0	4,986	100.0	合計	4,697	100.0	4,986	100.0																																												
	基金の名称	金額(H14年度決算見込)																																																																			
	今治地区ふるさと市町村圏基金	1,000,000																																																																			
	項目	平成13年度		平成14年度																																																																	
		決算額	構成比	決算見込額	構成比																																																																
	ふるさと市町村圏基金事業費	4,697	100.0	4,986	100.0																																																																
	合計	4,697	100.0	4,986	100.0																																																																
	基金	<p>基金 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>金額(H14年度決算見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治地区ふるさと市町村圏基金</td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	金額(H14年度決算見込)	今治地区ふるさと市町村圏基金	1,000,000	<p>基金 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>金額(H14年度決算見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治地区ふるさと市町村圏基金</td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	金額(H14年度決算見込)	今治地区ふるさと市町村圏基金	1,000,000																																																										
		基金の名称	金額(H14年度決算見込)																																																																		
		今治地区ふるさと市町村圏基金	1,000,000																																																																		
基金の名称		金額(H14年度決算見込)																																																																			
今治地区ふるさと市町村圏基金		1,000,000																																																																			

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	越智郡老人ホーム組合
調整方針	越智郡老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち特別養護老人ホーム「海光園」に係る事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合の特別養護老人ホーム「海光園」の事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。		

区分	現況	区分	現況																																																															
名称	越智郡老人ホーム組合	入所の状況	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>朝倉村</th> <th>玉川町</th> <th>波方町</th> <th>大西町</th> <th>菊間町</th> <th>吉海町</th> <th>宮窪町</th> <th>伯方町</th> </tr> <tr> <td>清流園</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>楠風園</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>海光園</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海光園(短期)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		朝倉村	玉川町	波方町	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	伯方町	清流園	6	5	6	9	13	6	4	6	楠風園			2			3	4	6	海光園			1	1	1		3		海光園(短期)																										
	朝倉村	玉川町	波方町	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	伯方町																																																										
清流園	6	5	6	9	13	6	4	6																																																										
楠風園			2			3	4	6																																																										
海光園			1	1	1		3																																																											
海光園(短期)																																																																		
設立年月日	昭和29年7月31日																																																																	
構成団体	朝倉村、玉川町、大西町、菊間町、波方町、宮窪町、吉海町、伯方町、岩城村、弓削町、魚島村、生名村、大三島町、上浦町、関前村																																																																	
根拠法令	地方自治法第284条 老人福祉法第20条の4及び同法第20条の5 越智郡老人ホーム組合格約																																																																	
事務所の位置	今治市北宝来町1丁目1番地の16 (越智郡町村会内)																																																																	
共同処理事務	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム及び同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの設置及び管理に関する事務	一般会計決算	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>上浦町</th> <th>大三島町</th> <th>関前村</th> <th>魚島村</th> <th>弓削町</th> <th>生名村</th> <th>岩城村</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>清流園</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>楠風園</td> <td>9</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>海光園</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>海光園(短期)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">H15.9.1現在</p>		上浦町	大三島町	関前村	魚島村	弓削町	生名村	岩城村	その他	計	清流園	1		2	3	2	2	1	3	69	楠風園	9	21			2		2		49	海光園		3	2	1	17	20	2	8	59	海光園(短期)					1				1													
	上浦町	大三島町	関前村	魚島村	弓削町	生名村	岩城村	その他	計																																																									
清流園	1		2	3	2	2	1	3	69																																																									
楠風園	9	21			2		2		49																																																									
海光園		3	2	1	17	20	2	8	59																																																									
海光園(短期)					1				1																																																									
議会の組織	定数15人 (関係町村の長)																																																																	
組合長等	組合長 :1人 波方町長 (任期:関係町村長の任期) 副組合長:3人 朝倉村長 (任期:関係町村長の任期) 大三島町長 (任期:関係町村長の任期) 生名村長 (任期:関係町村長の任期) 収入役 :1人 (任期:2年) 監査委員:2人 (任期:2年)																																																																	
職員数 実数(定数)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">職員定数(実数)</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>吏員</th> <th>その他の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合事務局</td> <td>2(2)</td> <td></td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>清流園</td> <td>12(13)</td> <td>4(5)</td> <td>16(18)</td> </tr> <tr> <td>楠風園</td> <td>11(11)</td> <td>4(5)</td> <td>15(16)</td> </tr> <tr> <td>海光園</td> <td>25(25)</td> <td>5(5)</td> <td>30(30)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50(51)</td> <td>13(15)</td> <td>63(66)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員定数(実数)		計	吏員	その他の職員	組合事務局	2(2)		2(2)	清流園	12(13)	4(5)	16(18)	楠風園	11(11)	4(5)	15(16)	海光園	25(25)	5(5)	30(30)	計	50(51)	13(15)	63(66)																																							
区分	職員定数(実数)		計																																																															
	吏員	その他の職員																																																																
組合事務局	2(2)		2(2)																																																															
清流園	12(13)	4(5)	16(18)																																																															
楠風園	11(11)	4(5)	15(16)																																																															
海光園	25(25)	5(5)	30(30)																																																															
計	50(51)	13(15)	63(66)																																																															
施設の状況	養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>入所定員(実数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>越智郡養護老人ホーム 清流園</td> <td>朝倉村</td> <td>70人(69人)</td> </tr> <tr> <td>越智郡養護老人ホーム 楠風園</td> <td>大三島町</td> <td>50人(49人)</td> </tr> <tr> <td>越智郡特別養護老人ホーム 海光園</td> <td>生名村</td> <td>介護老人福祉施設 59人(59人) 短期入所施設 12人(1人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">H15.9.1現在</p>	名称	位置	入所定員(実数)	越智郡養護老人ホーム 清流園	朝倉村	70人(69人)	越智郡養護老人ホーム 楠風園	大三島町	50人(49人)	越智郡特別養護老人ホーム 海光園	生名村	介護老人福祉施設 59人(59人) 短期入所施設 12人(1人)	公債費	なし																																																			
名称	位置	入所定員(実数)																																																																
越智郡養護老人ホーム 清流園	朝倉村	70人(69人)																																																																
越智郡養護老人ホーム 楠風園	大三島町	50人(49人)																																																																
越智郡特別養護老人ホーム 海光園	生名村	介護老人福祉施設 59人(59人) 短期入所施設 12人(1人)																																																																
			<p>一般会計決算</p> <p>歳入 (単位:千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>5,000</td> <td>1.3</td> <td>5,000</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>町村支出金</td> <td>260,760</td> <td>70.6</td> <td>255,610</td> <td>68.9</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>102,342</td> <td>27.7</td> <td>109,686</td> <td>29.6</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>1,393</td> <td>0.4</td> <td>554</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td>369,495</td> <td>100.0</td> <td>370,850</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳出 (単位:千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費</td> <td>4,871</td> <td>1.9</td> <td>5,005</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td>254,938</td> <td>98.1</td> <td>253,525</td> <td>98.1</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>歳出合計</td> <td>259,809</td> <td>100.0</td> <td>258,530</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳入歳出差引残高(平成14年度決算) 112,320千円 (内訳) 事務局 1,138千円 清流園 61,813千円 楠風園 49,369千円</p>	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算額	構成比	分担金及び負担金	5,000	1.3	5,000	1.3	町村支出金	260,760	70.6	255,610	68.9	繰越金	102,342	27.7	109,686	29.6	諸収入	1,393	0.4	554	0.2	歳入合計	369,495	100.0	370,850	100.0	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算額	構成比	総務費	4,871	1.9	5,005	1.9	民生費	254,938	98.1	253,525	98.1	公債費	-	-	-	-	歳出合計	259,809	100.0	258,530	100.0
項目	平成13年度		平成14年度																																																															
	決算額	構成比	決算額	構成比																																																														
分担金及び負担金	5,000	1.3	5,000	1.3																																																														
町村支出金	260,760	70.6	255,610	68.9																																																														
繰越金	102,342	27.7	109,686	29.6																																																														
諸収入	1,393	0.4	554	0.2																																																														
歳入合計	369,495	100.0	370,850	100.0																																																														
項目	平成13年度		平成14年度																																																															
	決算額	構成比	決算額	構成比																																																														
総務費	4,871	1.9	5,005	1.9																																																														
民生費	254,938	98.1	253,525	98.1																																																														
公債費	-	-	-	-																																																														
歳出合計	259,809	100.0	258,530	100.0																																																														

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	越智郡老人ホーム組合
調整方針			

区分	現況	区分	現況																																																																								
土地及び建物	<p>建物 (単位:m²)</p> <table border="1"> <tr><th>施設</th><th>構造</th><th>面積</th></tr> <tr><td>清流園</td><td>非木造</td><td>2,211.54</td></tr> <tr><td>楠風園</td><td>非木造</td><td>1,515.02</td></tr> </table>	施設	構造	面積	清流園	非木造	2,211.54	楠風園	非木造	1,515.02	特別会計決算	<p>特別会計決算 歳入 (単位:千円、%)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">平成13年度</th><th colspan="2">平成14年度</th></tr> <tr><th colspan="2"></th><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr> <tr><td rowspan="2">サービス収入</td><td>施設介護サービス収入</td><td>229,488</td><td>63.9</td><td>216,975</td><td>55.5</td></tr> <tr><td>居宅介護サービス収入</td><td>4,175</td><td>1.2</td><td>12,513</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>寄付金</td><td>寄付金</td><td>280</td><td>0.1</td><td>1,333</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>繰越金</td><td>繰越金</td><td>124,046</td><td>34.6</td><td>159,556</td><td>40.8</td></tr> <tr><td>諸収入</td><td>諸収入</td><td>898</td><td>0.2</td><td>851</td><td>0.2</td></tr> <tr><td colspan="2">歳入合計</td><td>358,887</td><td>100.0</td><td>391,228</td><td>100.0</td></tr> </table>	項目		平成13年度		平成14年度				決算額	構成比	決算額	構成比	サービス収入	施設介護サービス収入	229,488	63.9	216,975	55.5	居宅介護サービス収入	4,175	1.2	12,513	3.2	寄付金	寄付金	280	0.1	1,333	0.3	繰越金	繰越金	124,046	34.6	159,556	40.8	諸収入	諸収入	898	0.2	851	0.2	歳入合計		358,887	100.0	391,228	100.0																
施設	構造	面積																																																																									
清流園	非木造	2,211.54																																																																									
楠風園	非木造	1,515.02																																																																									
項目		平成13年度		平成14年度																																																																							
		決算額	構成比	決算額	構成比																																																																						
サービス収入	施設介護サービス収入	229,488	63.9	216,975	55.5																																																																						
	居宅介護サービス収入	4,175	1.2	12,513	3.2																																																																						
寄付金	寄付金	280	0.1	1,333	0.3																																																																						
繰越金	繰越金	124,046	34.6	159,556	40.8																																																																						
諸収入	諸収入	898	0.2	851	0.2																																																																						
歳入合計		358,887	100.0	391,228	100.0																																																																						
物件	<p>物件 (単位:m²)</p> <table border="1"> <tr><th>施設</th><th>種別</th><th>面積</th></tr> <tr><td>清流園</td><td>地上権</td><td>5,775.0</td></tr> <tr><td>楠風園</td><td>地上権</td><td>5,094.7</td></tr> </table> <p>参考:土地については、各町村所有</p>	施設	種別	面積	清流園	地上権	5,775.0	楠風園	地上権	5,094.7		<p>歳出 (単位:千円、%)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">平成13年度</th><th colspan="2">平成14年度</th></tr> <tr><th colspan="2"></th><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr> <tr><td>総務費</td><td>施設管理費</td><td>160,374</td><td>80.5</td><td>159,674</td><td>81.3</td></tr> <tr><td rowspan="2">サービス事業費</td><td>施設介護サービス事業費</td><td>38,346</td><td>19.2</td><td>35,316</td><td>18.0</td></tr> <tr><td>居宅介護サービス事業費</td><td>610</td><td>0.3</td><td>1,352</td><td>0.7</td></tr> <tr><td colspan="2">歳出合計</td><td>199,330</td><td>100.0</td><td>196,342</td><td>100.0</td></tr> </table> <p>歳入歳出差引額(平成14年度決算) 194,886千円</p>	項目		平成13年度		平成14年度				決算額	構成比	決算額	構成比	総務費	施設管理費	160,374	80.5	159,674	81.3	サービス事業費	施設介護サービス事業費	38,346	19.2	35,316	18.0	居宅介護サービス事業費	610	0.3	1,352	0.7	歳出合計		199,330	100.0	196,342	100.0																												
施設	種別	面積																																																																									
清流園	地上権	5,775.0																																																																									
楠風園	地上権	5,094.7																																																																									
項目		平成13年度		平成14年度																																																																							
		決算額	構成比	決算額	構成比																																																																						
総務費	施設管理費	160,374	80.5	159,674	81.3																																																																						
サービス事業費	施設介護サービス事業費	38,346	19.2	35,316	18.0																																																																						
	居宅介護サービス事業費	610	0.3	1,352	0.7																																																																						
歳出合計		199,330	100.0	196,342	100.0																																																																						
市町村別措置費 の状況	<p>平成14年度市町村別措置費明細書 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>清流園</th><th>楠風園</th><th>計</th></tr> <tr><td>朝倉村</td><td>12,651,137</td><td></td><td>12,651,137</td></tr> <tr><td>玉川町</td><td>10,093,371</td><td></td><td>10,093,371</td></tr> <tr><td>波方町</td><td>14,411,191</td><td>4,367,885</td><td>18,779,076</td></tr> <tr><td>大西町</td><td>16,326,821</td><td></td><td>16,326,821</td></tr> <tr><td>菊間町</td><td>25,702,992</td><td>2,075,600</td><td>27,778,592</td></tr> <tr><td>吉海町</td><td>18,681,595</td><td>7,282,762</td><td>25,964,357</td></tr> <tr><td>宮窪町</td><td>7,721,255</td><td>11,222,730</td><td>18,943,985</td></tr> <tr><td>伯方町</td><td>11,948,370</td><td>13,251,601</td><td>25,199,971</td></tr> <tr><td>魚島村</td><td>6,561,180</td><td></td><td>6,561,180</td></tr> <tr><td>弓削町</td><td>2,209,760</td><td>2,657,220</td><td>4,866,980</td></tr> <tr><td>生名村</td><td>4,032,860</td><td></td><td>4,032,860</td></tr> <tr><td>岩城村</td><td>1,823,100</td><td>4,995,000</td><td>6,818,100</td></tr> <tr><td>上浦町</td><td>1,398,859</td><td>18,687,141</td><td>20,086,000</td></tr> <tr><td>大三島町</td><td></td><td>50,081,075</td><td>50,081,075</td></tr> <tr><td>関前村</td><td>1,823,100</td><td></td><td>1,823,100</td></tr> <tr><td>今治市</td><td>5,603,852</td><td></td><td>5,603,852</td></tr> <tr><td>計</td><td>140,989,443</td><td>114,621,014</td><td>255,610,457</td></tr> </table>		清流園	楠風園	計	朝倉村	12,651,137		12,651,137	玉川町	10,093,371		10,093,371	波方町	14,411,191	4,367,885	18,779,076	大西町	16,326,821		16,326,821	菊間町	25,702,992	2,075,600	27,778,592	吉海町	18,681,595	7,282,762	25,964,357	宮窪町	7,721,255	11,222,730	18,943,985	伯方町	11,948,370	13,251,601	25,199,971	魚島村	6,561,180		6,561,180	弓削町	2,209,760	2,657,220	4,866,980	生名村	4,032,860		4,032,860	岩城村	1,823,100	4,995,000	6,818,100	上浦町	1,398,859	18,687,141	20,086,000	大三島町		50,081,075	50,081,075	関前村	1,823,100		1,823,100	今治市	5,603,852		5,603,852	計	140,989,443	114,621,014	255,610,457	公債費	なし
	清流園	楠風園	計																																																																								
朝倉村	12,651,137		12,651,137																																																																								
玉川町	10,093,371		10,093,371																																																																								
波方町	14,411,191	4,367,885	18,779,076																																																																								
大西町	16,326,821		16,326,821																																																																								
菊間町	25,702,992	2,075,600	27,778,592																																																																								
吉海町	18,681,595	7,282,762	25,964,357																																																																								
宮窪町	7,721,255	11,222,730	18,943,985																																																																								
伯方町	11,948,370	13,251,601	25,199,971																																																																								
魚島村	6,561,180		6,561,180																																																																								
弓削町	2,209,760	2,657,220	4,866,980																																																																								
生名村	4,032,860		4,032,860																																																																								
岩城村	1,823,100	4,995,000	6,818,100																																																																								
上浦町	1,398,859	18,687,141	20,086,000																																																																								
大三島町		50,081,075	50,081,075																																																																								
関前村	1,823,100		1,823,100																																																																								
今治市	5,603,852		5,603,852																																																																								
計	140,989,443	114,621,014	255,610,457																																																																								
		土地及び建物	<p>建物 (単位:m²)</p> <table border="1"> <tr><th>施設</th><th>構造</th><th>面積</th></tr> <tr><td>海光園</td><td>非木造</td><td>1,619.51</td></tr> </table>	施設	構造	面積	海光園	非木造	1,619.51																																																																		
施設	構造	面積																																																																									
海光園	非木造	1,619.51																																																																									
		物件	<p>物件 (単位:m²)</p> <table border="1"> <tr><th>施設</th><th>種別</th><th>面積</th></tr> <tr><td>海光園</td><td>地上権</td><td>4,643.5</td></tr> </table> <p>参考:土地については、生名村所有</p>	施設	種別	面積	海光園	地上権	4,643.5																																																																		
施設	種別	面積																																																																									
海光園	地上権	4,643.5																																																																									

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	越智郡島部消防事務組合
調整方針	越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合のうち4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。		

区分	現況	区分	現況																																												
名称	越智郡島部消防事務組合	普通会計決算	普通会計決算 歳入 (単位:千円、%)																																												
設立年月日	昭和51年4月1日		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>455,418</td> <td>86.9</td> <td>446,472</td> <td>78.6</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>426</td> <td>0.1</td> <td>318</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>1,472</td> <td>0.3</td> <td>821</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>48,645</td> <td>9.3</td> <td>108,341</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>18,078</td> <td>3.4</td> <td>12,202</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>203</td> <td>0.0</td> <td>128</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td>524,242</td> <td>100.0</td> <td>568,282</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算額	構成比	分担金及び負担金	455,418	86.9	446,472	78.6	使用料及び手数料	426	0.1	318	0.1	財産収入	1,472	0.3	821	0.1	繰入金	48,645	9.3	108,341	19.1	繰越金	18,078	3.4	12,202	2.1	諸収入	203	0.0	128	0.0	歳入合計	524,242	100.0	568,282	100.0
項目	平成13年度		平成14年度																																												
	決算額	構成比	決算額	構成比																																											
分担金及び負担金	455,418	86.9	446,472	78.6																																											
使用料及び手数料	426	0.1	318	0.1																																											
財産収入	1,472	0.3	821	0.1																																											
繰入金	48,645	9.3	108,341	19.1																																											
繰越金	18,078	3.4	12,202	2.1																																											
諸収入	203	0.0	128	0.0																																											
歳入合計	524,242	100.0	568,282	100.0																																											
構成団体	吉海町、宮窪町、伯方町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、関前村		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">平成14年度負担金内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弓削町</td> <td>53,965千円</td> <td>吉海町</td> <td>62,832千円</td> </tr> <tr> <td>生名村</td> <td>29,707千円</td> <td>宮窪町</td> <td>51,350千円</td> </tr> <tr> <td>岩城村</td> <td>32,015千円</td> <td>伯方町</td> <td>87,832千円</td> </tr> <tr> <td>魚島村</td> <td>4,859千円</td> <td>上浦町</td> <td>51,145千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大三島町</td> <td>60,480千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>関前村</td> <td>12,287千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>120,546千円</td> <td>計</td> <td>325,926千円</td> </tr> </tbody> </table>	平成14年度負担金内訳				弓削町	53,965千円	吉海町	62,832千円	生名村	29,707千円	宮窪町	51,350千円	岩城村	32,015千円	伯方町	87,832千円	魚島村	4,859千円	上浦町	51,145千円			大三島町	60,480千円			関前村	12,287千円	計	120,546千円	計	325,926千円												
平成14年度負担金内訳																																															
弓削町	53,965千円	吉海町	62,832千円																																												
生名村	29,707千円	宮窪町	51,350千円																																												
岩城村	32,015千円	伯方町	87,832千円																																												
魚島村	4,859千円	上浦町	51,145千円																																												
		大三島町	60,480千円																																												
		関前村	12,287千円																																												
計	120,546千円	計	325,926千円																																												
根拠法令	地方自治法第284条 越智郡島部消防事務組合規約		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会費</td> <td>829</td> <td>0.2</td> <td>587</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>61,856</td> <td>12.1</td> <td>71,623</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>消防費</td> <td>449,355</td> <td>87.7</td> <td>479,995</td> <td>86.9</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>歳出合計</td> <td>512,040</td> <td>100.0</td> <td>552,205</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算額	構成比	議会費	829	0.2	587	0.1	総務費	61,856	12.1	71,623	13.0	消防費	449,355	87.7	479,995	86.9	予備費	0	0.0	0	0.0	歳出合計	512,040	100.0	552,205	100.0										
項目	平成13年度		平成14年度																																												
	決算額	構成比	決算額	構成比																																											
議会費	829	0.2	587	0.1																																											
総務費	61,856	12.1	71,623	13.0																																											
消防費	449,355	87.7	479,995	86.9																																											
予備費	0	0.0	0	0.0																																											
歳出合計	512,040	100.0	552,205	100.0																																											
事務所の位置	越智郡伯方町大字伊方甲1773番地の1		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基金</th> <th colspan="2">(単位:千円)</th> </tr> <tr> <th>基金の名称</th> <th>金額</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>427,689</td> <td colspan="2">H15.3.31現在</td> </tr> </tbody> </table>	基金		(単位:千円)		基金の名称	金額			財政調整基金	427,689	H15.3.31現在																																	
基金		(単位:千円)																																													
基金の名称	金額																																														
財政調整基金	427,689	H15.3.31現在																																													
共同処理事務	消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号)に定める消防事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)																																														
議会の組織	定数20人 内訳 吉海町:2人、宮窪町:2人、伯方町:2人、魚島村:2人、弓削町:2人、生名村:2人、岩城村:2人、上浦町:2人、大三島町:2人、関前村:2人																																														
組合長等	組合長 :1人 宮窪町長 (任期:関係町村長の任期) 副組合長:1人 弓削町長 (任期:関係町村長の任期) 収入役 :1人 宮窪町収入役(任期:関係町村の収入役の任期) 監査委員:2人 識見委員 :1人 議会選出議員:1人																																														
組織	消防本部及び消防署 消防本部 消防署(管轄区域:越智郡島部一円) 大三島出張所(所管区域:上浦町、大三島町) 大島出張所(所管区域:吉海町、宮窪町) 上島出張所(所管区域:魚島村、弓削町、生名村、岩城村)	基金																																													
職員数 実数(定数)	消防職員:67人(71人)(平成15年4月1日現在) 内訳 消防本部 :6人 消防署 :24人(関前村駐在員含む。) 大三島出張所:12人 大島出張所 :12人 上島出張所 :13人(魚島村駐在員含む。) 上記の内、上島出身職員:15人 消防本部 :1人 消防署 :1人 上島出張所 :13人																																														

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	越智郡島部消防事務組合
調整方針			

区分	現 況					
建物	建物 (単位:㎡、円)					
	区分	所在地	構造	延床面積	取得年月日	取得価額
	消防本部・署	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄筋コンクリート2階建	617.67	昭和51年12月20日	169,675,000
	消防署別館	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄骨2階建	197.54	平成11年12月20日	48,300,000
	消防車庫	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄骨1階	56.00	昭和62年12月15日	5,376,000
	訓練塔	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄骨16m		平成 4年 3月31日	5,817,071
	大三島出張所	上浦町大字井口5286	R C 平屋建	175.75	昭和55年 4月25日	48,125,000
			木造平屋建(増築部)	47.55	平成 9年 2月20日	7,747,000
	大島出張所	宮窪町大字宮窪4764-1	鉄筋コンクリート2階建	210.23	昭和63年 7月19日	57,750,000
	上島出張所	弓削町下弓削203-1先	R C 及び S 造2F	157.75	昭和53年 5月22日	43,175,000
	生名村車庫	生名村	プレハブ造り	30.80	平成10年 3月27日	1,512,000
	岩城村車庫	岩城村	プレハブ造り	30.80	平成10年 3月19日	1,399,860
	物品	物品 (単位:㎡、円)				
		区分	型 式	取得年月日	所在場所	取得価額
消防ポンプ自動車		三菱 P - F G335 C 改(ポンプ:モリタ A - 2)	平成 2年 2月 9日	消防署	13,900,000	
水槽付消防ポンプ自動車		三菱 P - F K417 F 改(ポンプ:小川 A - 1)	平成元年11月 6日	消防署	寄贈	
救助資機材搬送車		マツダ N - W E F A T 改	昭和62年11月10日	消防署	2,750,000	
高規格救急自動車		トヨタ G B - V C H32 S	平成10年 1月30日	消防署	28,350,000	
救急自動車 2B		ニッサン L - F H G E 24	昭和62年 1月29日	消防署	3,400,000	
指令車		トヨタ T - Y X76 V 改	平成 3年12月17日	消防本部	1,950,000	
広報車		ホンダ V - H H4改	平成11年 2月 8日	消防署	1,450,000	
搬送車		スズキ M - D A71 V	昭和63年12月20日	消防署	1,300,000	
消防ポンプ自動車		三菱 V - F G337 C 改(ポンプ:モリタ A - 2)	平成 2年10月16日	大三島出張所	13,180,000	
小型動力ポンプ付積載車		トヨタ M - Y Y50改(ポンプ:ラビット B - 3)	昭和62年 1月23日	大三島出張所	3,750,000	
救急自動車		いすゞ T - W F R12 F V H 改	平成 4年10月27日	大三島出張所	寄贈	
広報車		スズキ V - D E51 V 改	平成 6年 3月17日	大三島出張所	1,500,000	
消防ポンプ自動車		三菱 V - F G337 C 改(ポンプ:モリタ A - 2)	平成 3年10月24日	大島出張所	13,900,000	
救急自動車 2B		トヨタ V - L H129 S	平成 6年 8月31日	大島出張所	寄贈	
広報車		スズキ V - D E51 V 改	平成 6年 3月17日	大島出張所	1,500,000	
小型動力ポンプ付積載車		トヨタ T - Y Y51改(ポンプ:ラビット B - 3)	平成 3年12月17日	上島出張所	4,600,000	
救急自動車 2B		ニッサン T - F T G E 24	平成 3年 2月 1日	上島出張所	寄贈	
広報車		スズキ V - D E51 V 改	平成 6年 3月17日	上島出張所	1,500,000	
広報車		ホンダ V - H H3	平成10年10月19日	魚島村	1,150,000	
救急自動車 1B		ニッサン E - K B C 23	平成 9年 7月15日	生名村	3,300,000	
小型動力ポンプ付積載車		スバル V - K S4改(ポンプ:ラビット B - 3)	平成10年 9月21日	生名村	3,250,000	
救急自動車 B - 1		ニッサン E - K B C 23	平成 9年 7月15日	岩城村	3,300,000	
小型動力ポンプ付積載車		スバル V - K S4改(ポンプ:ラビット B - 3)	平成10年 9月21日	岩城村	3,250,000	
広報車		スズキ M - D A51 V	平成 3年 8月 9日	関前村(大下)	1,150,000	
広報車		ホンダ V - H H3	平成10年10月19日	関前村(岡村)	1,300,000	
消防艇「しま」		32トン	平成 6年 2月14日	伯方町熊口港	173,560,000	
救急艇「かみじま」		19トン	平成 8年 3月11日	弓削町弓削港	136,270,000	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	上島地区衛生事務組合
調整方針	上島地区衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。		

区分	現況	区分	現況																																							
名称	上島地区衛生事務組合	一般会計決算	一般会計決算 歳入 (単位:千円、%)																																							
設立年月日	昭和46年1月27日		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算見込額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>44,025</td> <td>83.9</td> <td>30,510</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>3,392</td> <td>6.5</td> <td>3,242</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>12</td> <td>0.0</td> <td>5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>4,940</td> <td>9.4</td> <td>6,799</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>104</td> <td>0.2</td> <td>105</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td>52,473</td> <td>100.0</td> <td>40,661</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算見込額	構成比	分担金及び負担金	44,025	83.9	30,510	75.0	使用料及び手数料	3,392	6.5	3,242	8.0	財産収入	12	0.0	5	0.0	繰越金	4,940	9.4	6,799	16.7	諸収入	104	0.2	105	0.3	歳入合計	52,473	100.0	40,661	100.0
項目	平成13年度		平成14年度																																							
	決算額	構成比	決算見込額	構成比																																						
分担金及び負担金	44,025	83.9	30,510	75.0																																						
使用料及び手数料	3,392	6.5	3,242	8.0																																						
財産収入	12	0.0	5	0.0																																						
繰越金	4,940	9.4	6,799	16.7																																						
諸収入	104	0.2	105	0.3																																						
歳入合計	52,473	100.0	40,661	100.0																																						
構成団体	弓削町、生名村、岩城村及び魚島村		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成13年度負担金内訳</th> <th colspan="2">平成14年度負担金内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弓削町:</td> <td>18,887千円</td> <td>弓削町:</td> <td>12,997千円</td> </tr> <tr> <td>生名村:</td> <td>12,283千円</td> <td>生名村:</td> <td>8,543千円</td> </tr> <tr> <td>岩城村:</td> <td>12,855千円</td> <td>岩城村:</td> <td>8,970千円</td> </tr> <tr> <td>魚島村:</td> <td>0千円</td> <td>魚島村:</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>44,025千円</td> <td>計</td> <td>30,510千円</td> </tr> </tbody> </table>	平成13年度負担金内訳		平成14年度負担金内訳		弓削町:	18,887千円	弓削町:	12,997千円	生名村:	12,283千円	生名村:	8,543千円	岩城村:	12,855千円	岩城村:	8,970千円	魚島村:	0千円	魚島村:	0千円	計	44,025千円	計	30,510千円															
平成13年度負担金内訳		平成14年度負担金内訳																																								
弓削町:	18,887千円	弓削町:	12,997千円																																							
生名村:	12,283千円	生名村:	8,543千円																																							
岩城村:	12,855千円	岩城村:	8,970千円																																							
魚島村:	0千円	魚島村:	0千円																																							
計	44,025千円	計	30,510千円																																							
根拠法令	地方自治法第284条 上島地区衛生事務組合格約		歳出 (単位:千円、%)																																							
事務所の位置	越智郡生名村621番地1		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算見込額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会費</td> <td>131</td> <td>0.3</td> <td>139</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>21,823</td> <td>47.8</td> <td>16,530</td> <td>43.7</td> </tr> <tr> <td>衛生費</td> <td>23,720</td> <td>51.9</td> <td>21,144</td> <td>55.9</td> </tr> <tr> <td>諸支出金</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>歳出合計</td> <td>45,674</td> <td>100.0</td> <td>37,813</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算見込額	構成比	議会費	131	0.3	139	0.4	総務費	21,823	47.8	16,530	43.7	衛生費	23,720	51.9	21,144	55.9	諸支出金	0	0.0	0	0.0	予備費	0	0.0	0	0.0	歳出合計	45,674	100.0	37,813	100.0
項目	平成13年度		平成14年度																																							
	決算額	構成比	決算見込額	構成比																																						
議会費	131	0.3	139	0.4																																						
総務費	21,823	47.8	16,530	43.7																																						
衛生費	23,720	51.9	21,144	55.9																																						
諸支出金	0	0.0	0	0.0																																						
予備費	0	0.0	0	0.0																																						
歳出合計	45,674	100.0	37,813	100.0																																						
共同処理事務	し尿処理施設の設置管理及び運営に関する事務		基金 (単位:千円)																																							
議会の組織	定数8人 内訳 議長:1人(岩城村長) 副議長:1人(魚島村長) 議員:6人(弓削町、生名村の助役及び構成団体の議会議長)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>金額(H14年度決算見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上島地区衛生事務組合減債基金</td> <td>10,818</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	金額(H14年度決算見込)	上島地区衛生事務組合減債基金	10,818																																			
基金の名称	金額(H14年度決算見込)																																									
上島地区衛生事務組合減債基金	10,818																																									
組合長等	組合長:1人 生名村長 (任期:当該関係団体の長の任期) 副組合長:1人 弓削町長 (任期:当該関係団体の長の任期) 収入役:1人 生名村収入役(任期:当該関係団体の収入役の任期) 監査委員:2人 弓削町、岩城村の議会選出の監査委員 (任期:当該関係団体の議員の任期)	基金																																								
職員数 実数(定数)	2人(3人)	土地及び建物	土地 9,994.46㎡ 建物 900.33㎡ (し尿処理施設 723.90㎡) (旧管理人住宅 51.00㎡) (旧し尿処理施設 125.43㎡)																																							
施設の状況	建設年度:昭和57、58年度 処理方法:高負荷酸化処理方法 処理能力:15k1/日																																									

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	上島上水道企業団
調整方針	上島上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。		

区分	現況	区分	現況																																																																																								
名称	上島上水道企業団	損益計算書	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>(単位:円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>178,572,180</td> <td>182,879,020</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業外収益</td> <td>54,660,558</td> <td>57,128,574</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>176,653,860</td> <td>180,902,811</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td>48,370,384</td> <td>46,285,694</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>8,208,494</td> <td>12,819,089</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前年度繰越利益剰余金</td> <td>703,063</td> <td>911,557</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当年度未処分利益剰余金</td> <td>8,911,557</td> <td>13,730,646</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産合計(負債資本合計)</td> <td>4,502,254,105</td> <td>4,485,703,604</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業債残高</td> <td>756,042,284</td> <td>721,041,724</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産明細書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>19,400,400</td> <td>19,400,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>243,302,330</td> <td>242,517,014</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>38,556,232</td> <td>37,664,728</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>3,110,080,992</td> <td>3,085,162,937</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>896,049,705</td> <td>864,139,037</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td>1,160,601</td> <td>779,001</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>805,870</td> <td>580,657</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,309,356,131</td> <td>4,250,243,775</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産明細書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td>160,600</td> <td>160,600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	(単位:円)	営業収益	178,572,180	182,879,020		営業外収益	54,660,558	57,128,574		営業費用	176,653,860	180,902,811		営業外費用	48,370,384	46,285,694		経常利益	8,208,494	12,819,089		前年度繰越利益剰余金	703,063	911,557		当年度未処分利益剰余金	8,911,557	13,730,646		資産合計(負債資本合計)	4,502,254,105	4,485,703,604		企業債残高	756,042,284	721,041,724		固定資産明細書				土地	19,400,400	19,400,400		建物	243,302,330	242,517,014		建物附属設備	38,556,232	37,664,728		構築物	3,110,080,992	3,085,162,937		機械及び装置	896,049,705	864,139,037		車輛運搬具	1,160,601	779,001		船舶	1	1		工具器具備品	805,870	580,657		計	4,309,356,131	4,250,243,775		無形固定資産明細書				電話加入権	160,600	160,600	
	平成13年度		平成14年度	(単位:円)																																																																																							
営業収益	178,572,180		182,879,020																																																																																								
営業外収益	54,660,558		57,128,574																																																																																								
営業費用	176,653,860		180,902,811																																																																																								
営業外費用	48,370,384		46,285,694																																																																																								
経常利益	8,208,494		12,819,089																																																																																								
前年度繰越利益剰余金	703,063		911,557																																																																																								
当年度未処分利益剰余金	8,911,557		13,730,646																																																																																								
資産合計(負債資本合計)	4,502,254,105		4,485,703,604																																																																																								
企業債残高	756,042,284		721,041,724																																																																																								
固定資産明細書																																																																																											
土地	19,400,400		19,400,400																																																																																								
建物	243,302,330	242,517,014																																																																																									
建物附属設備	38,556,232	37,664,728																																																																																									
構築物	3,110,080,992	3,085,162,937																																																																																									
機械及び装置	896,049,705	864,139,037																																																																																									
車輛運搬具	1,160,601	779,001																																																																																									
船舶	1	1																																																																																									
工具器具備品	805,870	580,657																																																																																									
計	4,309,356,131	4,250,243,775																																																																																									
無形固定資産明細書																																																																																											
電話加入権	160,600	160,600																																																																																									
設立年月日	昭和58年2月1日	貸借対照表																																																																																									
構成団体	弓削町、生名村及び岩城村	企業債残高																																																																																									
根拠法令	地方自治法第284条 上島上水道企業団規約	財産																																																																																									
事務所の位置	越智郡弓削町下弓削21番地4																																																																																										
共同処理事務	上水道事業の設置及び経営に関する事務																																																																																										
議会の組織	定数10人 (関係町村長、関係町村議会議長及び関係町村議会のうちから選挙された者) (内訳) 弓削町:4人、生名村:3人、岩城村:3人																																																																																										
企業長等	企業長 : 弓削町長 (任期:関係町村町の任期) 監査委員:2人(知識経験者) (任期:4年)																																																																																										
職員数	3人																																																																																										
水源地	広島県沼田川水道用水供給水道(椋梨ダム)																																																																																										
取水地点	広島県因島市洲江町赤崎(上島分水点)																																																																																										
事業認可	昭和58年2月1日																																																																																										
竣工日	平成元年3月31日																																																																																										

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目
調整方針	資料	

一部事務組合の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>(組合の種類及び設置)</p> <p>第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。</p> <p>2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにおいては総務大臣、その他のものにおいては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。</p> <p>3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、これらの事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p> <p>4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。</p> <p>6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。</p> <p>(組織、事務及び規約の変更)</p> <p>第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにおいては総務大臣、その他のものにおいては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p>(財産処分)</p> <p>第二百八十九条 第二百八十六条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。</p> <p>(議会の議決を要する協議)</p> <p>第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条、第二百八十八条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併></p> <p>【兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町】</p> <p>(1) 一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>(2) 事務の委託については、4町は、合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については、2町は、合併の日の前日をもって規約を廃する。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併></p> <p>〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併></p> <p>〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>(1) 一部事務組合等の取扱い</p> <p>埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたまづくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。</p> <p>埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。</p> <p>埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併></p> <p>〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>(1) 一部事務組合については、5か町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>(2) 事務の委託については、5か町村は合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の規約内容により締結する。</p> <p>但し、委託事務の処理に間隙が生じる場合は、その期間、新町において公平委員会設置条例を制定する。</p> <p>高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定></p> <p>〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>1 5町村内で組織する一部事務組合(高吾北広域町村事務組合・林道桐見川白石川線管理組合)については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に財産・職員・事務とも新しいまちに引き継ぐ。</p> <p>2 5町村以外の市町村も加入する一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、引き続き加入すべき一部事務組合については新しいまちにおいて合併の日に加入する。</p> <p>3 日高村佐川町学校組合については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により日高村の理解を得、規約変更の手続きを経て存続させる。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目
調整方針	資料	

先	進	事	例
<p>重信町川内町合併協議会 < 東温市 ; H16.3.31までに合併予定 > [愛媛県 温泉郡 重信町、川内町]</p> <p>(1) 東温消防等事務組合及び温泉郡川内町重信町衛生組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 当該組合が関係自治体及び関係機関と取り交わしている協定等については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 当該組合の職員については、すべて新市の職員として身分を引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 当該組合の職員定数については、それぞれの現行定数を新市へ移行することとし、新市において策定する定員適正化計画により、定員管理の適正化に努める。</p> <p>(5) 職員の職名については、新市において調整する。</p> <p>(6) 現職員については、現給を保障する。</p>		<p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 < H16.11.1合併予定 > [愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町]</p> <p>道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に移譲し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。</p> <p>株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。</p> <p>新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。</p> <p>周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。</p> <p>西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。</p> <p>愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。</p>	
<p>宇摩合併協議会 < 四国中央市 ; H16.4.1合併予定 > [愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村]</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇摩地区広域市町村圏組合については、別子山村との財産協議等の調整を踏まえ、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新市に引き継ぐものとする。 銅山川上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新市に引き継ぐものとする。 銅山川工業用水道企業団については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新市に引き継ぐものとするが、なお新市において地方独立行政法人化を検討するものとする。 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 銅山川疏水組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産等については、すべて新市に引き継ぐものとする。 			
<p>南宇和合併協議会 < 愛南町 ; H16.10.1合併予定 > [愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町]</p> <p>5町村で構成する一部事務組合については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新町に引き継ぐものとする。</p> <p>また、5町村以外にも構成団体がある一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において加入または調整することとする。</p> <p>南宇和土地開発公社については、新町において 町(新町名)土地開発公社として存続するものとする。</p>			

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（消防団）の取扱いについて

各種事務事業（消防団）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（消防団）の取扱いについて
消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	消防団
調整方針	消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
消防団組織	<p>【弓削町消防団】</p> <p>団長 (1) 副団長 (1)</p> <p>第1分団<上弓削地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (3) 班長 (7) 団員 (27)</p> <p>第2分団<下弓削地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (4) 班長 (5) 団員 (34)</p> <p>第3分団<佐島地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (3) 班長 (3) 団員 (20)</p> <p>役場分団<全域> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (2) 班長 (2) 団員 (15)</p> <p>()は、H15.4.1現在の実員 定員135名、実員計135名</p>	<p>【生名村消防団】</p> <p>団本部 団長 (1) 副団長 (1) 衛生隊長 (1)</p> <p>南分団<南地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (4) 団員 (13)</p> <p>中央分団〔役場職員〕<全域> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (2) 団員 (23)</p> <p>北分団<北地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (4) 団員 (14)</p> <p>()は、H15.4.1現在の実員 定員84名、実員計72名</p>	<p>【岩城村消防団】</p> <p>団長 (1) 副団長 (1)</p> <p>第1分団<南地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (3) 団員 (27)</p> <p>第2分団<北地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (4) 団員 (28)</p> <p>第3分団〔役場職員〕<全域> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (3) 団員 (19)</p> <p>()は、H15.4.1現在の実員 定員95名、実員計95名</p>	<p>【魚島村消防団】</p> <p>団長 (1) 副団長 (1)</p> <p>部長 (1) 班長 (4) 団員 (35)</p> <p>()は、H15.4.1現在の実員 定員45名、実員計42名</p>	<p>4ヶ町村の消防団は、合併時に統合する。 分団等の組織は、4ヶ町村の消防団幹部により協議検討し、合併時に新たな組織を構築する。</p>
任用等	<p>【任用】 消防団長は、消防団の推薦に基づき、町長が任命し、その他の団員は団長が次の各号の資格を有するものの中から、町長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ身体剛健な者</p> <p>【任期】 なし</p>	<p>【任用】 消防団長は、消防団幹部会の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から、村長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ身体剛健な者</p> <p>【任期】 3年 班長以上</p>	<p>【任用】 消防団長は、消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から村長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務するもの 年齢18歳以上のもの 志操堅固で、かつ身体剛健な者</p> <p>【任期】 3年 班長以上</p>	<p>【任用】 消防団長は、消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中から、村長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務するもの 年齢18歳以上のもの 志操堅固で、かつ身体剛健な者</p> <p>【任期】 なし</p>	<p>任用については、生名村の例により合併時に統合する。 幹部の任期については、3年とする。 定年については、制度を設けないものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	消防団
調整方針	消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	【定年】 なし	【定年】 団 長 65歳に達したとき 副 団 長 65歳に達したとき その他の団員 55歳に達したとき	【定年】 部長以上 なし その他の団員 55歳	【定年】 なし	
消防団員報酬等	【報酬】 団 長 年額 85,000円 副 団 長 年額 66,000円 分 団 長 年額 47,000円 副分団長 年額 35,000円 部 長 年額 32,000円 班 長 年額 30,000円 団 員 年額 29,000円 【費用弁償】 水火災出動 1回につき 2,500円 訓練の場合 1回につき 1,200円 警戒の場合 1回につき 1,200円 ポンプ整備 1台年額 6,000円 旅費 正副団長(課長相当職) 日 当 2,300円/日 宿泊費 県内 9,000円/泊 県外 10,000円/泊 その他の団員(一般職相当職) 日 当 2,200円/日 宿泊費 県内 9,000円/泊 県外 10,000円/泊	【報酬】 団 長 年額 70,000円 副 団 長 年額 55,000円 分 団 長 年額 40,000円 副分団長 年額 30,000円 部 長 年額 25,000円 班 長 年額 22,000円 団 員 年額 20,000円 【費用弁償】 水火災出動 1回につき 2,500円 訓練の場合 1回につき 2,500円 警戒の場合 1回につき 2,500円 夜警手当 分団年額 25,000円 ポンプ整備 分団年額 25,000円 操法訓練(出初め式及び大会) 出場分団 80,000円 選手手当 1人につき 3,000円 旅費 団 長(特別職相当職) 日 当 2,600円/日 宿泊費 県内 10,000円/泊 県外 12,000円/泊 その他の団員(一般職相当職) 日 当 2,100円/日 宿泊費 県内 10,000円/泊 県外 11,000円/泊	【報酬】 団 長 年額 110,000円 副 団 長 年額 65,000円 分 団 長 年額 46,000円 副分団長 年額 36,000円 部 長 年額 30,000円 班 長 年額 26,000円 団 員 年額 23,000円 【費用弁償】 水火災出動 1回につき 2,300円 訓練の場合 1回につき 1,000円 警戒の場合 1回につき 1,000円 ポンプ整備 1台年額 10,000円 車両整備 1台年額 10,000円 旅費 正副団長(課長相当職) 日 当 2,300円/日 宿泊費 県内 9,500円/泊 県外 11,000円/泊 その他の団員(一般職相当職) 日 当 2,100円/日 宿泊費 県内 9,000円/泊 県外 10,000円/泊	【報酬】 団 長 年額 66,000円 副 団 長 年額 49,000円 部 長 年額 33,000円 班 長 年額 28,000円 団 員 年額 23,000円 【費用弁償】 水火災出動 1回につき 2,300円 訓練の場合 1回につき 2,300円 警戒の場合 1回につき 2,300円 旅費 団 員(一般職相当職) 日 当 2,100円/日 宿泊費 県内 8,500円/泊 県外 10,500円/泊	報酬額については、合併時に統一するよう調整する。 費用弁償については、弓削町を基本に合併時に統一するよう調整する。
消防団施設等	【詰所】 2箇所(倉庫内) 【車庫】 3箇所 【倉庫】 15箇所 【ポンプ車】 1台 【積載車】 3台 【小型動力ポンプ】 17台	【詰所】 なし 【車庫】 5箇所 【倉庫】 2箇所 【ポンプ車】 1台 【積載車】 4台 【小型動力ポンプ】 6台	【詰所】 なし 【車庫】 7箇所 【倉庫】 なし 【ポンプ車】 2台 【積載車】 6台 【小型動力ポンプ】 7台	【詰所】 2箇所(車庫内) 【車庫】 2箇所 【倉庫】 なし 【ポンプ車】 なし 【積載車】 2台 【小型動力ポンプ】 6台	現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	消防団
調整方針	消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	【消火栓】 104箇所 【防火水槽】 20箇所 数量は、H15.4.1現在	【消火栓】 50箇所 【防火水槽】 8箇所 数量は、H15.4.1現在	【消火栓】 65箇所 【防火水槽】 11箇所 数量は、H15.4.1現在	【消火栓】 38箇所 【防火水槽】 3箇所 数量は、H15.4.1現在	
被服等の貸与	【被服等の貸与】 弓削町消防団条例第15条により消防団員には次の被服等を貸与する。 作業服(夏・冬) 各1着 作業帽(夏・冬) 各1着 ハッピ 1着 ネクタイ(冬) 1本 バンド 2本 長靴 1足 ヘルメット 1個 制服(夏・冬) 1着(正副団長) 制帽(夏・冬) 1個(正副団長)	【被服等の貸与】 消防団員には次の被服等を貸与する。 作業服(夏・冬) 各1着 作業帽(夏・冬) 各1着 ハッピ 1着 ネクタイ 1本 バンド 2本 長靴 1足 雨カッパ 1着 ヘルメット 1個 制服(夏・冬) 1着(正副団長) 制帽(夏・冬) 1個(正副団長)	【被服等の貸与】 消防団員には次の被服等を貸与する。 作業服(夏・冬) 各1着 作業帽(夏・冬) 各1着 ハッピ 1着 ネクタイ 1本 バンド 2本 長靴 1足 ヘルメット 1個 制服(夏・冬) 1着(正副団長) 制帽(夏・冬) 1個(正副団長)	【被服等の貸与】 消防団員には次の被服等を貸与する。 作業服(夏・冬) 各1着 作業帽(夏・冬) 各1着 ハッピ 1着 ネクタイ 1本 バンド 2本 編上靴 1足 制服(夏・冬) 1着(正副団長) 制帽(夏・冬) 1個(正副団長)	当面現行の被服を使用することとし、作業服(夏・冬)、作業帽(夏・冬)、短靴については、合併後新町において統一する。
消防団諸行事	【弓削町消防団諸行事】 4月 幹部会(部長以上) 5月 幼年消防クラブ結団式 8月 夏期幹部講習会 幹部会(部長以上) 10月 幹部会(部長以上) 11月 秋の防火パレード 幼年消防パレード 12月 幹部会(部長以上) 年末警戒 1月 出初式(上島地区合同)	【生名村消防団諸行事】 4月 幹部会(班長以上) 5月 幼年消防クラブ結団式 8月 夏期幹部講習会 10月 幹部会(班長以上) 11月 秋の防火パレード 12月 幹部会(班長以上) 年末警戒 1月 出初式(上島地区合同)	【岩城村消防団諸行事】 5月 幼年消防クラブ結団式 幹部会(班長以上) 8月 夏期幹部講習会 10月 幹部会(班長以上) 11月 秋季全体訓練 幼年防火パレード 12月 幹部会(班長以上) 年末警戒 1月 出初式(上島地区合同) 2月 文化財保護防火訓練 3月 春季全体訓練	【魚島村消防団諸行事】 5月 幼年消防クラブ結団式 8月 夏期幹部講習会 10月 秋祭り夜間警戒 12月 年末警戒 1月 消防用資機材点検・整備 2月 出初式 3月 幼年消防パレード 随時 幹部会(班長以上)	新町の消防団において、順次調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	消防団
調整方針	資 料		

消防団の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【消防組織法】</p> <p>第十五条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。 消防団の組織は、市町村の規則で定める。 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。</p> <p>第十五条の二 消防団に消防団員を置く。 消防団員の定員は、条例で定める。</p> <p>第十五条の三 消防団の長は、消防団長とする。 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。</p> <p>第十五条の四 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。</p> <p>第十五条の五 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。</p> <p>第十五条の六 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p> <p>第十五条の七 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のものの福祉に又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <p>第十五条の八 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 消防団は、合併時に統合する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 消防団については、当面、現行のとおりとする。 ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 5町村の消防団は、合併時に統合する。 (1) 分団等の組織については、合併時に再編成する。 (2) 出勤手当、各種助成金については、新町の予算措置による。 (3) 永年勤続報奨金については、上村の例による。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 消防団は、合併時に統合する。 (2) 消防団の組織及び人員については、新市において作成する消防計画に基づき調整する。 (3) 消防団に関する費用等については、新市において調整する。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 消防団組織については、現行の体制を維持したまま連合組織を形成する。 団員の報酬、手当等については、合併時に統一する。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 ・名称、区域については、合併時に統合する。 ・任用、報酬、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、5町村の長が別に協議し新町に引き継ぐ。現に5町村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。 ・組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、5町村の長が別に協議し新町に引き継ぐものとする。出勤指令体制は、合併時に統合する。 ・消防相互応援協定については、現行どおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。城辺町及び一本松町が宿毛市との消防相互応援協定については、合併時に協定書を締結するものとする。 ・消防施設整備については、新町において調整する。</p>

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて
窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	窓口業務
調整方針	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
戸籍	タイプライターによる記載処理 ・届出書確認後、受付帳に記載処理 ・記載事項と届出書を照合し決裁 ・戸籍記載処理 ・申請により戸籍交付 本籍数 :3,205戸 (H15.3.31現在) 本籍人口:8,419人 (H15.3.31現在)	タイプライターによる記載処理 ・届出書確認後、受付簿に記載処理 ・記載事項と届出書を照合し決裁 ・戸籍記載処理 ・申請により戸籍交付 本籍数 :1,397戸 (H15.3.31現在) 本籍人口:3,726人 (H15.3.31現在)	タイプライターによる記載処理 ・届出書確認後、受付簿に記載処理 ・記載事項と届出書を照合し決裁 ・戸籍記載処理 ・申請により戸籍交付 本籍数 :1,925戸 (H15.3.31現在) 本籍人口:4,054人 (H15.3.31現在)	タイプライターによる記載処理 ・届出書確認後、受付帳に記載処理 ・記載事項と届出書を照合し決裁 ・戸籍記載処理 ・申請により戸籍交付 本籍数 : 510戸 (H15.3.31現在) 本籍人口:1,225人 (H15.3.31現在)	合併までに各町村それぞれ電算システムを導入し、合併時にシステム統合を行い、統一運用できるよう調整する。
住民基本台帳	クライアント・サーバ型電算処理 ・届出により入力、照会、異動、発行 住民票登録者:3,823人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・届出により入力、照会、異動、発行 住民票登録者:2,097人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・届出により入力、照会、異動、発行 住民票登録者:2,293人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・届出により入力、照会、異動、発行 住民票登録者: 297人 (H15.10.1現在)	合併時にシステム統合を行い、統一運用できるよう調整する。
印鑑登録	クライアント・サーバ型電算処理 ・印鑑登録申請 ・印鑑登録証明書交付 印鑑登録証:手帳 印鑑登録者:2,466人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・印鑑登録申請 ・印鑑登録証明書交付 印鑑登録証:手帳 印鑑登録者:1,373人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・印鑑登録申請 ・印鑑登録証明書交付 印鑑登録証:手帳 印鑑登録者:1,512人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・印鑑登録申請 ・印鑑登録証明書交付 印鑑登録証:手帳 印鑑登録者: 180人 (H15.10.1現在)	合併時にシステム統合を行い、統一運用できるよう調整する。
外国人登録	手作業 ・新規登録、訂正、確認 ・家族事項登録 ・登録証引替交付 ・居住地変更 ・居住地以外変更 ・原票の閉鎖 外国人登録者: 59人 (H15.10.1現在)	手作業 ・新規登録、訂正、確認 ・家族事項登録 ・登録証引替交付 ・居住地変更 ・居住地以外変更 ・原票の閉鎖 外国人登録者: 4人 (H15.10.1現在)	法務省貸与パソコン入力処理 ・新規登録、訂正、確認 ・家族事項登録 ・登録証引替交付 ・居住地変更 ・居住地以外変更 ・原票の閉鎖 外国人登録者:129人 (H15.10.1現在)	手作業 ・新規登録、訂正、確認 ・家族事項登録 ・登録証引替交付 ・居住地変更 ・居住地以外変更 ・原票の閉鎖 外国人登録者: 1人 (H15.10.1現在)	合併までに各町村それぞれ電算システムを導入し、合併時にシステム統合を行い、統一運用できるよう調整する。
昼休憩対応	職員による交代勤務 ・戸籍届書類の受付、住民票の発行及び電話予約による印鑑登録証明書の交付	職員による交代勤務 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	職員による交代勤務 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	職員による交代勤務 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	統一した事務仕様となるよう合併時に調整する。
休日対応	宿日直職員による対応 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	宿日直職員による対応 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	宿日直職員による対応 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	宿日直職員による対応 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	統一した事務仕様となるよう合併時に調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	窓口業務
調整方針	資 料		

窓口業務の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【戸籍法】</p> <p>第一条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。</p> <p>2 前項の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>第六条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者が不在者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。</p> <p>【住民基本台帳法】</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的去る行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。</p> <p>（市町村長等の責務）</p> <p>第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。</p> <p>3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行なうように努めなければならない、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。</p> <p>4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない。</p> <p>【外国人登録法】</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p>	<p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。</p> <p>高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕</p> <p>住民関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍関係については、両町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 住民基本台帳関係については、両町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 印鑑登録証交付手数料については、合併時に五十崎町の例により調整する。 4 住民票の交付手数料については、合併時に内子町の例により調整する。 5 出産祝い金については、五十崎町の例により合併時に調整する。 6 配偶者あっせん報償費交付事業については、合併時に廃止する。 <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>住民業務 住民業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整する。</p>

各種事務事業（保健関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（保健関係事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（保健関係事業）の取扱いについて
1 . 4 ヶ町村の保健センターは、地域の保健拠点として、それぞれ現行のとおり運営するものとする。
2 . 母子保健、老成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新町において調整するものとする。
3 . 健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施するものとする。
4 . 予防接種事業については、統一実施するよう合併時に調整するものとする。
5 . 健康づくり組織については、新町において調整するものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針	1. 4ヶ町村の保健センターは、地域の保健拠点として、それぞれ現行のとおり運営するものとする。 2. 母子保健、成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新町において調整するものとする。 3. 健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施するものとする。 4. 予防接種事業については、統一実施するよう合併時に調整するものとする。 5. 健康づくり組織については、新町において調整するものとする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
母子保健事業 個別健診(妊婦一般、乳児一般)	【事業目的】 妊産婦・乳児の疾病の早期発見・早期治療をすすめる、健康の保持増進を図る。 【概要】 妊婦一般健康診査受診券交付 ・対象 : 妊婦 ・実施場所: 委託医療機関 ・交付枚数: 2枚(前期・後期) 乳児一般健康診査受診券交付 ・対象 : 3~6ヶ月・9~11ヶ月児 ・実施場所: 委託医療機関 ・交付枚数: 2枚	【事業目的】 同 左 【概要】 同 左	【事業目的】 同 左 【概要】 妊婦一般健康診査助成券交付 ・対象 : 妊婦 ・実施場所: 委託医療機関 ・交付枚数: 2枚(前期・後期) 乳児一般健康診査助成券交付 ・対象 : 3~6ヶ月・9~11ヶ月児 ・実施場所: 委託医療機関 ・交付枚数: 2枚	【事業目的】 同 左 【概要】 妊婦一般健康診査助成券交付 ・対象 : 妊婦 ・実施場所: 委託医療機関 ・交付枚数: 2枚(前期・後期) 乳児一般健康診査助成券交付 ・対象 : 4ヶ月・10ヶ月児 ・実施場所: 委託医療機関 ・交付枚数: 3枚	合併時に統合 弓削町の例による。 合併までに台帳管理方法の一元化を図る。
集団検診(乳児、1歳6ヶ月、3歳)	【目的】 (1)1歳半健診 運動機能、視聴覚、精神発達の遅滞等の心身障害を早期に発見し、適切な対応を行っていきけるように指導する。また、生活習慣の自立、虫歯予防、幼児の栄養や育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図るとともに保護者への育児支援を行う。 (2)3歳児健診 運動機能、視聴覚、精神発達などの心身障害や疾病、その他異常を早期に発見し、適切な対応を行えるよう指導する。また、虫歯予防や生活習慣、栄養、育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図るとともに保護者への育児支援を行う。 【概要】 内容: 検尿(3歳児のみ)、身体測定、問診、診察、歯科検診、歯磨き指導、フッ素塗布(希望者のみ)、保健指導、栄養指導 回数: 乳児、1歳半、3歳児健診合同で実施(年2回(7月、2月))	【目的】 同 左 【概要】 内容: 同 左 回数: 1歳半は年2回、3歳児は年1回	【目的】 同 左 【概要】 内容: 同 左 回数: 乳児、1歳半、3歳児健診合同で実施(年3回(4月、8月、12月))	【目的】 同 左 【概要】 内容: 同 左 回数: 1歳半、3歳児とも年間該当児が少ないため、その都度該当時に実施	合併後に再編 合併後、平成17年3月までにアンケート用紙、問診表、金額(委託料、報償費)、実施回数の一元化を図る。 新町において、ブックスタート運動事業導入、保育士導入を調整する。 新町において、魚島村診療所医師(小児科)の母子保健事業への支援を調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
--------------	-----------------	------	--------

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
育児教育	<p>【目的】 乳幼児の健康管理などの保健指導、離乳などに関する栄養指導、おやつなどの適正な与え方など及び母親同士・子ども同士の交流の場を提供し、母子の健康増進を図る。</p> <p>【事業概要】 対象者：乳幼児(保育園に上がるまで)とその保護者 内容：保健指導、離乳食の作り方、試食、おやつ作り、季節の遊び 回数：年9回 【経費負担】 全額町負担</p>	<p>【目的】 子どもの乳幼児期からの育成について、交流を図ることを第一の目的とする。親同士が、子どもの発育・発達・子育てについての悩みを出し合う場、学習の場として実施する。その事を通して、親同士・子ども同士の地域交流につながることを目的とする。</p> <p>【事業概要】 対象者：妊婦、保育所に入るまでの児とその育児者 内容：茶話会、離乳食・幼児食づくり、親子リズム遊び、ミニ運動会、カッパづくり、お雛祭り 回数：年6回 【経費負担】 全額村負担</p>	<p>【目的】 身体発達の著しい時期であるため、月齢別に特に注意すべき健康管理などの保健指導を、また、栄養の過不足が乳児の健康と発達に影響を及ぼしやすいため、月齢別に離乳などに関する栄養指導を行う。 村外出身の母親が増えているが、育児に関して母親同士の交流の場が少ない。そのような母親同士の交流の場・情報の場を提供する。 兄弟も数が少なくなり、子ども同士が接する機会も少ないため、子ども同士が接する機会を提供する。</p> <p>【事業概要】 対象者：5～6ヶ月(初期)、7～8ヶ月(中期)、9～11ヶ月(後期)、12～15ヶ月(完了期) 内容：身体測定、調理実習、試食、個別指導(保健、栄養) 回数：月1回 【経費負担】 同左</p>	未実施	合併後に再編 新町において調整する。
小児生活習慣病 予防教室	<p>【目的】 小児期から生活習慣病を早期に見出し、危険因子を取り除き、予防することにより成人期の生活習慣病のリスクを少なくするとともに、発生防止へとつなげる。</p> <p>【事業概要】 対象者：小児生活習慣病予防検診結果により、「経過観察」「要注意」「要医療」と判定された児童・生徒とその保護者 内容：学校等と協議のうえ実施</p> <p>【経費負担】 全額町負担</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【事業概要】 対象者：同左 内容：生活・栄養個別指導 集団栄養指導 集団運動指導 学校での継続フォロー 委託料：運動指導士 12,540円/回 【経費負担】 全額村負担</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【事業概要】 対象者：同左 内容：生活・栄養個別指導 集団栄養指導 集団運動指導 委託料：運動指導士 22,000円/回 【経費負担】 同左</p>	未実施	合併後に再編 平成16年3月までに金額(委託料)の一元化を図り、実施方法を調整する。
母子保健計画	策定(H14～H18年度)	策定(H13～H18年度)	策定(H14～H18年度)	策定(H14～H18年度)	合併後に再編
母子健康手帳交付	実施(妊娠届提出者)	実施(妊娠届提出者)	実施(妊娠届提出者)	実施(妊娠届提出者)	合併時に再編
マタニティスクール	未実施	実施(母親教室)	未実施	未実施	合併後に統一
家庭訪問(母子)	実施	実施	実施	実施	存続
訪問(妊産婦)	実施	実施	実施	実施	存続
精密健康診査	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	合併後に統合
乳幼児歯科健康診査	実施(1歳6ヶ月児～3歳児と保護者)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(乳幼児全員)	合併後に再編

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
育児相談	実施(乳幼児とその保護者)	実施(乳幼児とその保護者)	実施(乳幼児とその保護者)	実施(乳幼児とその保護者)	合併後に再編
歯みがき教室	実施(小学生低学年、高学年)	実施(乳幼児、小学4年生、中学1年生)	実施(2歳児、保育園児、小中学生)	未実施	合併後に再編
子育て支援事業	未実施	実施	未実施	未実施	合併後に再編
小児生活習慣病検診	実施(小学4～6年生、中学生全員)	実施(小学生、中学生全員)	実施(小学4～6年生、中学生全員)	実施(小学4年生、中学1年生)	合併後に再編
思春期事業	実施(乳幼児ふれあい体験等)	実施(乳幼児ふれあい体験等)	実施(乳幼児ふれあい体験等)	未実施	合併後に再編
成人・老人保健事業					
老人保健事業 基本健康診査	<p>【目的】 老人保健法に規定する基本健康診査を実施することにより生活習慣病の早期発見をするとともに診査の結果、必要な者に対して、個々人の生活習慣等を考慮した保健支援や健康管理体制を図る。また、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図る。</p> <p>【事業概要】 対象者：町内在住の40歳以上の者 内容：問診、身体計測、理学的検査 血圧測定、検尿、循環器検査 貧血検査、肝機能検査、腎機能検査及び血糖検査、C型肝炎検査 委託料：基本 5,040円 眼底 630円 ヘモグロビンA1c 1,050円 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット 2,629円 報償費：保健推進委員 4,000円/日</p> <p>【個人負担】 基本健康診査：70歳以上 400円 70歳未満 1,300円 C型肝炎検診：70歳以上 100円 70歳未満 800円</p> <p>【経費負担】 国 1/3、県 1/3、町 1/3 (総事業費 - 個人負担額と基準額のうち少ない方が負担基本額となる)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【事業概要】 対象者：村内在住の20歳以上の者 内容：問診、身体計測、理学的検査 血圧測定、検尿、血糖検査、貧血検査、心電図検査、眼底検査、ヘモグロビンA1c、C型肝炎ウイルス検査 委託料：基本 4,126円 眼底 630円 ヘモグロビンA1c 1,050円 心電図 1,575円 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット 2,629円 C型のみ 2,167円 B型のみ 517円 報償費：看護師 1,100円/時間 報酬：保健栄養推進委員 4時間以上 4,000円 4時間未満 2,000円 費用弁償： 500円/回</p> <p>【個人負担】 なし</p> <p>【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3 (総事業費 - 個人負担額と基準額のうち少ない方が負担基本額となる)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【事業概要】 対象者：同左 内容：問診、身体計測、血圧測定、検尿、血液検査、医師の診察 委託料：基本 5,040円 眼底 630円 ヘモグロビンA1c 1,050円 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット 2,629円 C型のみ 2,167円 B型のみ 517円 報償費：保健栄養推進員 700円/時間</p> <p>【個人負担】 基本健康診査： 1,300円 (眼底・ヘモグロビンA1c受診者も同額) 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット： 800円 C型のみ： 700円 B型のみ： 200円 ただし、70歳以上は無料</p> <p>【経費負担】 同左</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【事業概要】 対象者：村内に住所を有する希望者 内容：問診、身体計測、理学的検査 血圧測定、検尿、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査及び血糖検査、ヘモグロビンA1c、眼底検査、心電図 委託料：基本 4,126円 眼底 630円 ヘモグロビンA1c 1,050円 心電図 1,575円 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット 2,629円 C型のみ 2,167円 B型のみ 517円</p> <p>【個人負担】 なし</p> <p>【経費負担】 同左</p>	<p>合併後に再編 新町において対象者は20歳以上、診査内容は一元化する。 平成17年3月までに健診機関の調整と自己負担額の一元化を図る。 平成17年3月までに実施方法については総合健診か単独健診とするか調整する。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針			

区分	現況				調整内容																																																						
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																							
各種がん検診	<p>【目的】 老人保健法の目的に沿って、各種がんの早期発見をするとともに検査の結果により、指導が必要な者等に対して医療機関への受診指導、生活習慣の改善等の疾病予防指導を行うことにより健康の保持増進を図る。</p> <p>【事業概要】 対象者：40歳以上(子宮がん、乳がんは30歳以上の女性) 内容：胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、超音波、骨粗鬆症 委託料：胃がん 4,100円/件 大腸がん 1,562円/件 肺がん 502円/件 結核 496円/件 喀痰細胞診 2,572円/件 子宮がん 3,470円/件 乳がん 118,125円/日・50人 腹部超音波 4,200円/件</p> <p>【個人負担】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>70歳以上</td> <td>70歳未満</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>400円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>100円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>肺がん・喀痰</td> <td>300円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>300円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>200円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>超音波</td> <td>400円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>骨粗鬆症</td> <td>200円</td> <td>900円</td> </tr> </table>		70歳以上	70歳未満	胃がん	400円	2,000円	肺がん	100円	500円	肺がん・喀痰	300円	1,500円	子宮がん	300円	1,700円	乳がん	200円	1,000円	超音波	400円	2,100円	骨粗鬆症	200円	900円	<p>【目的】 がんを早期発見、早期治療する事により住民のQOLを高める。</p> <p>【事業概要】 対象者：村内在住の20歳以上の者 内容：胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん 委託料：胃がん 4,100円/件 大腸がん 1,570円/件 肺がん 505円/件 結核 520円/件 喀痰細胞診 2,572円/件 子宮がん 3,200円/件 乳がん 118,125円/日・50人 腹部超音波 4,200円/件 骨粗鬆症 1,000円/件 渡航料 がん検診 12,760円 胸部X線 2,720円</p> <p>【個人負担】 なし</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【事業概要】 対象者：40歳以上(子宮がん、乳がんは30歳以上の女性) 内容：胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、腹部超音波 委託料：胃がん 4,100円/件 大腸がん 1,562円/件 肺がん 502円/件 結核 496円/件 喀痰細胞診 2,572円/件 子宮がん 3,470円/件 乳がん 118,125円/日・50人 腹部超音波 4,200円/件</p> <p>【個人負担】</p> <table border="1"> <tr> <td>胃がん</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>結核</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>喀痰</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>腹部超音波</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>～ は、満70歳以上は無料</td> <td></td> </tr> </table>	胃がん	900円	大腸がん	500円	肺がん	200円	結核	200円	喀痰	700円	子宮がん	600円	乳がん	300円	腹部超音波	1,000円	～ は、満70歳以上は無料		<p>【目的】 弓削町と同じ</p> <p>【事業概要】 対象者：村内在住の20歳以上の者 内容：胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん 委託料：胃がん 4,100円/件 大腸がん 1,570円/件 肺がん 505円/件 喀痰細胞診 2,572円/件 子宮がん 3,200円/件 乳がん 118,125円/日・50人 前立腺がん 2,100円/件</p> <p>【個人負担】</p> <table border="1"> <tr> <td>胃がん</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん</td> <td>500円</td> </tr> </table>	胃がん	1,000円	大腸がん	500円	肺がん	無料	子宮がん	700円	乳がん	500円	前立腺がん	500円	<p>合併後に再編 新町において、対象者は20歳以上とし、検診内容は一元化する。 平成17年3月までに検診機関の調整と自己負担額の一元化を図る。 実施方法について、回数は新町において一元化する。 平成17年3月までに総合健診か各健診とするか調整する。</p>
	70歳以上	70歳未満																																																									
胃がん	400円	2,000円																																																									
肺がん	100円	500円																																																									
肺がん・喀痰	300円	1,500円																																																									
子宮がん	300円	1,700円																																																									
乳がん	200円	1,000円																																																									
超音波	400円	2,100円																																																									
骨粗鬆症	200円	900円																																																									
胃がん	900円																																																										
大腸がん	500円																																																										
肺がん	200円																																																										
結核	200円																																																										
喀痰	700円																																																										
子宮がん	600円																																																										
乳がん	300円																																																										
腹部超音波	1,000円																																																										
～ は、満70歳以上は無料																																																											
胃がん	1,000円																																																										
大腸がん	500円																																																										
肺がん	無料																																																										
子宮がん	700円																																																										
乳がん	500円																																																										
前立腺がん	500円																																																										
健康相談及び健康教育	<p>(1)健康相談 【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じて、必要な指導・助言を行い、家庭での健康管理に資する。 【事業概要】 対象者：40歳以上の者及びその他必要のある者 内容：心身の健康に関する一般的な事項に関する相談(相談時に健康チェック)</p>	<p>(1)健康相談 【目的】 同左 【事業概要】 対象者：40歳以上の者及び必要に応じてその対象者 内容：心身の健康について、住民一人一人の相談に応じる。必要に応じ、血圧測定など</p>	<p>(1)健康相談 【目的】 同左 【事業概要】 対象者：村民 内容：血圧測定、簡単な尿検査のあと、相談を行う。対象者の個別健康相談カードを作</p>	<p>(1)健康相談 【目的】 同左 【事業概要】 対象者：40歳以上の者 内容：心身の健康について、住民一人一人の相談に応じる。必要に応じ、血圧測定など</p>	<p>合併後に再編 新町において、介護予防事業との融も図りながら調整する。 講師料は、委託料で一元化を図る。</p>																																																						

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	<p>【経費負担】 国 1/3、県 1/3、町 1/3</p> <p>(2)健康教育 【目的】 生活習慣病の予防、健康増進等健康に関するそれぞれの生活態度と健康レベルに応じた知識の普及と啓発活動により「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進と生活の自立について支援する。 【事業概要】 対象者：40歳以上の者、基本健康診査などの要指導者、各種教室への参加意欲のある者 内容：目的に応じて、それぞれの専門職を講師として開催。</p> <p>【経費負担】 国 1/3、県 1/3、町 1/3</p>	<p>を行い適正医療についても助言する。</p> <p>報償費：整形外科医師 50,000円/回 看護師 1,100円/H 在宅歯科衛生士 10,000円/日</p> <p>【経費負担】 老人保健事業 国1/3、県1/3、村1/3 在宅福祉事業 県3/4、村1/4</p> <p>(2)健康教育 【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 対象者：40歳以上の者及び必要に応じてその対象者</p> <p>内容：目的に応じて、それぞれの専門職を講師として開催。 委託料：運動指導士 12,540円/回 精神科医師 53,540円/回</p> <p>【経費負担】 老人保健事業 国1/3、県1/3、村1/3 在宅福祉事業 県3/4、村1/4</p>	<p>成し、検査結果、相談内容を記録し、経過が見れるよう保存する。</p> <p>【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p> <p>(2)健康教育 【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 対象者：教室に応じてその対象者</p> <p>内容：目的に応じて、それぞれの専門職を講師として開催。 委託料：運動指導士 22,000円/回</p> <p>【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	<p>を行い適正医療についても助言する。</p> <p>【経費負担】 同 左</p> <p>(2)健康教育 【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 対象者：40歳以上の者、基本健康診査などの要指導者、各種教室への参加意欲のある者 内容：目的に応じ、講義、ビデオ視聴覚、実習を実施。</p> <p>【経費負担】 同 左</p>	
健康日本21計画	未実施	未実施	未実施	未実施	合併後に再編
健康手帳の交付	実施(40歳以上)	実施(40歳以上)	実施(40歳以上)	実施(40歳以上)	合併後に再編
健診後健康相談	実施(健康診査受診者)	実施(健康診査受診者)	実施(健康診査受診者)	実施(健康診査受診者)	合併後に再編
生活習慣病予防事業	実施	実施	実施	未実施	合併後に再編
訪問指導(精神障害等)	実施(町内居住者)	実施(村内居住者)	実施(村内居住者)	実施(村内居住者)	存続
理学療法士訪問事業	未実施	実施	未実施	未実施	存続
予防接種事業	<p>【目的】 感染症の予防と重症化の予防を行う。乳幼児期の予防接種については、個別接種を一部行っており、接種機会の拡大やかかりつけ医による予防接種の推進を図る。インフルエンザには二類疾病に分類され、個人の発病・重症化を防ぐことで疾病のまん延を予防する。 【事業概要】 予防接種の種類 三種混合(乳幼児：集団接種)</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 予防接種の種類 三種混合(乳幼児：個別接種)</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 予防接種の種類 三種混合(乳幼児：個別接種)</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 予防接種の種類 三種混合(乳幼児：個別接種)</p>	<p>合併時に再編 合併までに自己負担額、個人台帳等例外者への対応の一元化を図る。 実施方法については、弓削町、魚島村の集団接種を個別接種に調整し、一元化を図る。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
--------------	-----------------	------	--------

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	風疹 (乳幼児:集団接種) 麻疹 (乳幼児:個別接種) 日本脳炎(乳幼児:集団接種、 児童 :集団接種) 二種混合(児童 :集団接種) ポリオ (乳幼児:集団接種) インフルエンザ (高齢者:個別接種) 委託料 三種混合 1,000円 風疹 3,000円 麻疹 3,000円 日本脳炎 700円 【個人負担】 ~ なし、 接種費用-1,000円 【経費負担】 全額町負担	風疹 (乳幼児:個別接種) 麻疹 (乳幼児:個別接種) 日本脳炎(乳幼児:個別接種、 児童 :個別接種) 二種混合(児童 :個別接種) ポリオ (乳幼児:集団接種) インフルエンザ (高齢者:個別接種) 委託料 三種混合 3,150円/人 風疹 3,150円/人 麻疹 3,150円/人 日本脳炎 3,150円/人 二種混合 3,150円/人 ポリオ 21,000円/回 報償費 看護師 1,100円/時間 【個人負担】 同 左 【経費負担】 全額村負担	風疹 (乳幼児:個別接種) 麻疹 (乳幼児:個別接種) 日本脳炎(乳幼児:個別接種、 児童 :個別接種) 二種混合(児童 :個別接種) ポリオ (乳幼児:集団接種) インフルエンザ (高齢者:個別接種) 委託料 三種混合 3,150円/人 風疹 3,150円/人 麻疹 3,150円/人 日本脳炎 3,150円/人 二種混合 3,150円/人 ポリオ 21,000円/回 【個人負担】 同 左 【経費負担】 同 左	風疹 (乳幼児:個別接種) 麻疹 (乳幼児:個別接種) 日本脳炎(乳幼児:個別接種、 児童 :集団接種) 二種混合(児童 :集団接種) ポリオ (乳幼児:集団接種) インフルエンザ (高齢者:個別接種) 委託料 三種混合 3,150円/人 風疹 3,150円/人 麻疹 3,150円/人 日本脳炎 3,150円/人 二種混合 3,150円/人 ポリオ 21,000円/回 【個人負担】 ~ なし、 1,000円 【経費負担】 同 左	
健康づくり事業 健康づくり推進 事業	(1)ウォーキング大会 【目的】 健康づくりのための運動習慣を目的として開催 【事業概要】 対象者:町民 内容 :健康チェック、準備体操、ウォーキング(8キロ) 回数 :年1回 【経費負担】 老人保健事業 国1/3、県1/3、町1/3	(1)月例ウォーキング 【目的】 健康づくりのための、運動習慣の推進を目的として、いきいきウォーキングのあと継続して保健栄養推進委員活動として開催 【事業概要】 対象者:村民 内容 :ストレッチ準備体操、ウォーキング(3キロ) 回数 :月1回(第4土曜日) (2)いきいきウォーキング 【目的】 健康づくりのための、運動習慣の推進を目的として、月例ウォーキングの1回目として開催 【事業概要】 対象者:村民 内容 :ストレッチ準備体操、ウォーキング(4~5キロ)、昼食、ゲーム・レクリエーション 回数 :年1回(5月第4土曜日)	(1)スリムアップ教室 【目的】 健康づくりに興味を持たし、無理なく楽しみながら健康づくりの方法を学ぶことを目的とする。 【事業概要】 対象者:30~50歳代(肥りぎみ以上) 内容 :体力測定、運動実技、栄養講義、グループワーク等 回数 :5回シリーズを2カール(夜間実施) 委託料:運動指導士 28,300円 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3 (2)エアロビクス教室 【目的】 健康づくりに興味を持たし、無理なく楽しみながら健康づくりの方法を学ぶことを目的とする。 【事業概要】 対象者:30~50歳代 内容 :ストレッチ、エアロビクス実技 回数 :年2回(夜間実施) 委託料:運動指導士 28,300円	未実施	存続

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
--------------	-----------------	------	--------

区分	現 況			調整内容	
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村		魚 島 村
		<p>【経費負担】 老人保健事業 国1/3、県1/3、村1/3</p>	<p>【経費負担】 国 1/3、 県 1/3、 村 1/3 (3)チューブ体操 【目的】 健康づくりに興味を持たし、無理なく楽しみながら健康づくりの方法を学ぶことを目的とする。 【事業概要】 対象者:60歳以上 内容 :家庭で気楽にできる運動、チューブ体操実技 回数 :年2回 委託料:運動指導士 22,000円 【経費負担】 国 1/3、 県 1/3、 村 1/3 (4)ウォーキング教室 【目的】 健康づくりに興味を持たし、無理なく楽しみながら健康づくりの方法を学ぶことを目的とする。 【事業概要】 対象者:特に絞らない 内容 :講義、ストレッチ、ウォーキング実技 回数 :年1~2回 【経費負担】 国 1/3、 県 1/3、 村 1/3</p>		
健康づくり推進委員	弓削町栄養改善協議会	生名村保健栄養推進委員会	ヘルスマイト・れもん(類似団体)	未実施	合併後に再編
精神保健事業 精神保健事業	<p>【事業概要】 患者、家族に対して保健師による家庭訪問、個別相談 精神障害者の健康相談は、正光会病院が訪問診療の時に進行。 緊急時の対応(随時)</p>	<p>【目的】 精神障害の在宅療養者に対して、適正医療への働きかけ、中断や再発防止地域での自立を支援する。 【事業概要】 患者、家族に対して保健師による家庭訪問、個別相談 デイケア(個別) 関係機関との連絡調整 緊急時の対応(随時) 心の健康相談</p>	<p>【目的】 精神障害の在宅療養者に対して、適正医療への働きかけ、中断や再発防止地域での自立を支援する。 村内で精神的弱者を支援する場を提供する。そこが情報交換の場であり、安らげる憩いの場ともなるような支援を推進することにより、病気の悪化を予防する。 【事業概要】 患者、家族に対して保健師による家庭訪問、個別相談 デイケア(個別) 関係機関との連絡調整 緊急時の対応(随時)</p>		<p>合併後に再編 新町において実施方法を調整し、組織づくりや福祉施策の充実を図る。</p>
精神障害者居宅介護等事業	実施	未実施	実施	未実施	合併時に統合

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針	資 料		

保健関係事業の取扱いに関する法令

<p>【母子保健法】</p> <p>(保健指導)</p> <p>第十条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>(健康診査)</p> <p>第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。</p> <p>一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児</p> <p>二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児</p> <p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>【老人保健法】</p> <p>(保健事業の種類)</p> <p>第十二条 保健事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 健康手帳の交付</p> <p>二 健康教育</p> <p>三 健康相談</p> <p>四 健康診査</p> <p>五 医療（医療費の支給を含む。）</p> <p>五の二 入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）</p> <p>五の三 特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）</p> <p>五の四 老人訪問看護療養費の支給</p> <p>五の五 移送費の支給</p> <p>五の六 高額医療費の支給</p> <p>六 機能訓練</p> <p>七 訪問指導</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のため必要な事業として政令で定める事業</p> <p>(健康手帳の交付)</p> <p>第十三条 健康手帳は、健康診査の記録その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載するものとし、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付するものとする。</p> <p>(健康教育)</p> <p>第十四条 健康教育は、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育とする。</p> <p>(健康相談)</p> <p>第十五条 健康相談は、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言とする。</p>	<p>(健康診査)</p> <p>第十六条 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。</p> <p>【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】</p> <p>(相談指導等)</p> <p>第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。</p> <p>2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。</p> <p>3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。第五十条の二第六項において同じ。）その他の関係行政機関との連携を図るように努めなければならない。</p> <p>4 市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。</p> <p>【予防接種法】</p> <p>第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第九条において「保健所を設定する市」という。）にあっては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。</p> <p>3 前項の規定による指定があったときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。</p>
--	--

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>保健衛生の取扱い 予防接種、健康診査、母子及び成人保健については、現行を基本として合併時に調整する。ただし、 (1) 健康診査（成人病）にかかる料金は、国基準単価に準拠する。 (2) 2時間人間ドックへの一般会計補助は廃止する。 (3) 上記(1)及び(2)の検査等にかかる国民健康保険加入者については、国民健康保険事業会計から助成する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>保健・医療事業の取扱い 公立病院等の診療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後速やかに再編する。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>保健衛生の取扱い (1) 各協議会、委員会については、新町において新たに設置する。 (2) 健康づくりにかかわる住民組織については、新町において新たに設置する。 (3) 鍼灸治療費支給については、上村の例による。 (4) 合併処理浄化槽設置補助金については、下水道事業助成制度との均衡をとり要綱を定める。 (5) 各施設については、新町に引き継ぐ。 (6) 予防接種、乳幼児健診、集団検診（成人病他）、母子保健等については、現行を基本とする。</p> <p>高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>健康づくり事業の取扱い 1. 健康相談、健康教育（教室）については、新しいまちにおいて調整して実施する。 2. 各種健診については、合併時に統合して実施する。 3. 健康づくり組織については、当面現行のとおりとし、新しいまちにおいて調整を図る。 4. 母子保健事業については、新しいまちにおいて調整して実施する。 5. 予防接種業務については、予防接種法及び結核予防法に基づき、新しいまちにおいて調整して実施する。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>保健衛生事業関係の取扱い（保健部分抜粋） 1 保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 予防接種、老成人保健事業、母子保健事業、精神保健事業については、合併時に調整する。個人負担を要する事業については、金額を統一する。 3 三瓶町の保健師修学資金貸与事業については、廃止とする。</p>	<p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>新市において、健康づくり推進協議会を新たに設置し、健康づくり計画を策定する。 4市町村の保健センターは地域の保健拠点として、それぞれ現行のとおり運営する。 新宮村における国民健康保険診療所は、現行のとおり運営する。 宇摩地区救急医療センターは、現行の業務内容のとおり新市に引き継ぐ。 健康づくりに関するイベントについては、新市において統一する。 母子保健、老成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新市において調整する。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕</p> <p>健康関係の取扱い （母子保健） 1 両町に相違のない事業については現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 どちらかの町のみで実施している事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より実施町の例により調整して実施する。 3 実施内容に相違がある事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より調整して実施する。 4 母子保健計画については、平成17年度の母子保健事業の状況を踏まえ、平成18年度に策定する。 （老・成人保健関係、予防接種関係、歯科保健関係、精神保健関係） 1 両町に相違のない事業については現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 どちらかの町のみで実施している事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より実施町の例により調整して実施する。 3 実施内容に相違がある事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より調整して実施する。 4 予防接種事業については、合併時に調整する。 5 御杖地区民町内診療所運賃補助事業については、これまでの経緯を踏まえ、新町において調整する。 6 健康まつり事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より調整して実施する。福祉大会については内子町の例により、同時開催とするよう調整する。 7 健康づくり推進協議会（地区組織）については、合併時に要綱を廃止し、合併後新たな組織を検討する。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
<p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕</p> <p>1 健康教育（母子保健）</p> <p>(1) 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(2) 離乳食講習会については、4か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>2 健康診査（母子保健）</p> <p>(1) 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期（5～6か月）、後期（9～10か月）とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(3) 乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(4) 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>3 健康相談（母子保健）</p> <p>乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>4 健康教育（老成人保健）</p> <p>(1) 集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(2) 個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>5 健康診査（老成人保健）</p> <p>健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>6 健康相談（老成人保健）</p> <p>(1) 総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(2) 介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。</p> <p>7 予防接種</p> <p>予防接種については、西条市の例により調整する。</p> <p>8 保健センターの管理運営</p> <p>現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。</p> <p>9 中川診療所</p> <p>中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	